

(様式3)

会議の開催結果について

| | |
|--------------------|--|
| 1 会議名 | 第10期第4回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会 |
| 2 開催日時 | 令和5年7月31日(月) 14:00~16:00 |
| 3 開催場所 | 河内長野市役所5階 501会議室 |
| 4 会議の概要 | ① 協働によるまちづくりの推進について ② アクションプランについて ③ その他 |
| 5 公開・非公開の別 (理由) | 公開 |
| 6 傍聴人数 | 0人 |
| 7 問い合わせ先 | (担当課名) 自治協働課 (内線 707) |
| 8 その他 | |

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第10期第4回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日 時：令和5年7月31日（月）14時～16時
会 場：河内長野市役所5階 501会議室
出席委員：久、岡島、大谷、新西、須田、安井、山本
事務局：古谷、向原、小松、出水

1. 開 会
2. 案 件
 - ① 令和4年度協働の取り組みについて
 - ② その他
3. 開 会

<資料>

資料1 令和4年度協働の取り組みについて
資料2 アクションプラン（たたき台）
当日配布 かわちながのボランティア・市民活動センター活動報告書

<参考>

第3回使用資料一式

資料1に基づき、事務局より説明

久会長：ありがとうございました。
多岐にわたっておりますが、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

岡島副会長：5ページのボランティア活動団体数に関してですが、前回会議の中で登録締め切りを厳格にしたことで団体数が少なかったという話があったと思いますが、今年は大丈夫だったのでしょうか。また、福祉系の団体以外へのアプローチが課題となっていたかと思いますが、最近の取り組みや成果があれば教えてください。

事務局：団体募集につきましては、春に簡易版を作成し、秋には冊子型での発行を予定しており、広報誌等を通じて募集を行います。福祉系以外の団体へのアプローチにつきましては、補助金の応募団体等にも声かけを行い登録につながった例もございます。

岡島副会長：ありがとうございました。掲載団体について分野の内訳はありますか。

事務局：冊子の中では、活動テーマごとに掲載しております。テーマ分野の中で、それぞれのつながりを深めて頂きたいと考えております。

久会長：違う角度から見れば今の報告は団体数だけですが、もう少し突っ込んでみれば質

的なものもみえてくるのではないか。そこから河内長野市の現状と課題が見えてくるはずなので、そのあたりをもう少し追いかけるとよいのではないかと思います。さらに申し上げますと、法人格の有無の割合など、今年度の分析の際にはもう少し何か内容が見えてくるところまで突っ込んでもらえるとうれしいです。

事務局：わかりました。

久会長：13 ページ市民参加の実績のところ、ワークショップ6回と記載がありますが、6件ですか6回ですか。

事務局：ワークショップは6回です。3案件についてそれぞれ2回ずつの計6回です。

委員：そのあたりも今後、わかりやすく記載してください。

事務局：わかりました。

久会長：他市においてもワークショップをすることが目的化してしまっていて、何のためにやっているのかが見えづらいものが増えてきました。そのあたり河内長野市はどうなっているかなと思っています。具体的な話をすると、計画づくりの時にワークショップをされますが、とりあえず意見を聞きましたというレベルで終わっていることが多くないですか。具体的な計画の中にワークショップに集まって頂いたメンバーの声がどのような形で取り入れられているのかが見えないものが増えてきている。そういった質的な部分も追いかけてほしい。

8 ページ過去の提案制度で成案化されたリストがありますが、今どうなっているかは追いかけていただけますか。

事務局：リストの一番下にあります「ピアは一と」につきましては、平成31年度の成案化事業ですが、今も動いております。他に「NPO 法人フルル花の福祉の地域応援ネット」も活動しておりますが、そのあたりもう少し詳細に把握していきます。

久会長：協働事業提案制度はあくまでもスタートの時に応援をする。あるいはマッチングのお手伝いをする。という制度なので継続して活動してほしいという思いから、現状についても評価の対象にしてほしいと思います。

岡島副会長：13 ページ市民参加の実績にワークショップと意見交換会とありますが、具体的にはどういった際に開催されているのでしょうか。

事務局：各課に対し目標や課題を設定し住民が参加するもの全てを抽出してもらっています。令和3年度は「南花台における理想の公園像とは」「加賀田小学校・加賀田公民館の複合化に関するワークショップ」「文化的景観に関するワークショップ」の3件です。

久会長：南花台の公園ワークショップは、2回行ってその後どうなりましたか。

事務局：どのような意見が出たかなどの共有はされているかと思いますが、その後の詳細についてはこちらでは把握できておりません。

委員：南花台の公園について今一番注目しているのは、授業の一環で地元の中학생たちが、どのような公園にしたいかというアンケートを取り、それを基に考えるという取り組みを行っています。どこまで実現するかわかりませんが、こどもたちの夢をまとめています。

久会長：私も公園づくりと一緒にさせて頂く機会がありますが、その中で兵庫県川西市にキセラ川西という地域があります。そこにある公園は徹底的にワークショップを行い、今も市民の方が運営して色々なイベントを行っています。その中で子育て世代の方から「プレーパークをやりたい」と声があがり、その方が中心となってプレーパーク部会を作って自分たちで動かしています。デザインをする時から何をやりたいかという活動につなげて、言った限りは責任をもって動いてもらう。そういう連携を取っています。さらに、掃除も「お掃除大作戦」というネーミングで楽しみながら掃除をするようなやり方が出てきています。そのような展開が生まれてくるといいですね。「意見聞きました。ありがとうございます。」で終わってしまったたり、市民側も「こうだったらいいな」とある意味夢のような勝手な意見が多く出てくるが、言った以上は責任をもってその通り使って頂いたり、あるいは何かあれば自分たちも関わっていくようなところへ展開すれば、ワークショップの効果が発揮できると思っています。今後、公園担当の方にひとつひとつの公園で具体的な使い方を一緒に考えていけるようなワークショップを増やして頂きたいと思えますし、さらに言うならば公園は公共空間なので、みんなでやっていくということが案外やりやすい場所です。そこでいわゆる新しい公共と言いますか、みんなで動かしていくというきっかけづくりにもなると思いますので、ぜひとも公園だけで終わるのではなく、そこから街の魅力をどうやって増していけるかということへ繋げて頂ければうれしいです。

委員：南花台はサッカー場と公園の両方が平行で動いているのですが、先日サッカー場で交流会が開催されました。市役所担当者は設計士を連れてきていて、みなさん意見を言ってくださいとのことで、こどもたちや私たちは意見を言ったのですが、私たちの意見はどこまで反映されるのでしょうか。意見交換とはいえ、どこまで私たちの意見が反映されるか、結局は市の方針で決まってしまうのではないかと不安です。

委員：よくある傾向で、こういう会議でも「ご意見を頂きます」と言われるが、意見を頂いたという実績を作っただけになるということは行政ではありがちで、実際にどういう変化になったのかは、その後に会議がないので言って終わりになってしまい、どこまで反映されたかがわからないということはよくあります。もちろん、お伝えしてその先どうなったかまで突き詰めない私たちもよくないのだと思います。

久会長：私に関わる公園ワークショップでは、必ず案が出てきた段階でもう一度参加者にお見せしてお返しをします。そこで修正が入って最終案となります。設計はプロでないとできませんのでその部分は任せて、仕上がった図面をもう一度参加者に見て頂き、自分たちの思いがきちんと伝わっているのかをチェックしてもらいます。そうした過程を経て工事に入ってもらっています。そうしないと先ほどのお話のように、聞きっぱなしということになります。きちんとしたキャッチボールをしてこそ、ワークショップで意見を頂いたということにはなります。そういう細かいところまでプログラムの設計をしてほしいと思います。

岡島副会長：今、委員の方々のお話に出ていた内容については同じ感覚を持っております。「ランドスケープデザインからパークマネジメントへ」と本に書いてありました。昔は公園をデザインするのに理系の建築家の方が「ここに山を作って、ここにこういうものを置いて」とデザインされるのですが、数年後にはだんだん利用者が減ってきてしまう。今はもう少し文系的といいますか、社会的な思考を入れてパークマネジメントするそうです。久会長がおっしゃるように、市民の方に参加を頂いたらフィードバックしながら、公園が自分たちのものだ意識を高めていくのが最近の傾向のようです。大変だとは思いますが、もう一步踏み込んでいくのが最近の流行りかなと思いました。あともうひとつ、行政への市民参加ということに関してですが、近隣の自治体ですが「若者会議」や「外国人市民会議」を開催して、色々なことを行政に提案してもらっています。中にはきちんと予算もついて、実施される取り組みもあります。2年ほど前ですが、地域にある大学としては、そういう取り組みがどのような効果を持つのかを調査し、報告書にまとめました。「若者会議」から出てきた企画がどれくらいよかったかについては、われわれ評価する立場にありませんのでしておりませんが、そういう取り組みが教育的効果や人材育成効果としてどういうものがあるのかということ、ピフオーアフターで比較をしてみると、若者が毎年25名選ばれるのですが、市の課題を市職員と一緒に勉強しながら自分たちなりの企画を立ち上げて市長にプレゼンするという機会を経て、かなり大きな人材育成効果があります。10年続けますと、25名かける10年で250名。そういう若い人で市の課題がわかっていて、市役所の中にどういった部署があって、どんなことをやっているかといったことに関心と知識を持った若者がいるまちと、そうではないまちでは大きな違いがあるのではないかという提言を市長にさせて頂きました。このような市民参加の新しい取り組みを河内長野市でも考えて頂き、さらに取り組んで頂ければもっとよくなるのではないかと思います。

委員：ワークショップでのテーマ設定や運営はどのようにされているのですか。自治協働課で設定されているのですか。

事務局：各部署で行っております。

委員：南花台はどここの部署になりますか。

事務局：政策企画課が担当しております。

委員：政策企画課にこういうテーマで開催して欲しいと依頼するのですか。

久会長：今のご質問は、住民側、行政側どちら側から話を持っていくのかということだと思います。それぞれのところにみなさん公園を持っておられるのに、なぜ南花台からスタートするのかということもあると思います。地域から持ち込んで公園の担当者が動いたのか、公園から地域に持ち込まれたのか、その関係性だと思います。

委員：こういう取り組みは知らなかったのですが、よい試みだと思います。

岡島副会長：南花台はいわゆるURの集約事業として、かつては集合住宅が建っていたところを、今

後どういう風に活用していくかというところは市役所としても検討して、政策企画課が中心になって、どのような公園にしていくのかを住民にも参画してもらって一緒に考えるというジェスチャーだったと思います。そのジェスチャー自体は大事なことです、さらにもう少し踏み込んでほしいという声だと思います。

委員：南花台では小中一貫校開校に向けて、地域で一番大きな公園を学校のグラウンドにするという話も進んでおり、その公園の代わりといった意味合いも持っています。また、小中一貫校のグラウンドをどのように活用するかについては、近隣住民の意見交換会もあったのですが、結局は近隣住民からは意見を取り入れてもらえないというクレームが上がっています。そういった経験から、ワークショップでの意見も取り入れてもらえないのではないかという思いを持っています。公園は令和7年9月オープンですし、学校は来年4月開校なのでしっかり進めてほしいです。

久会長：協働のお手伝いをしている宝塚市もニュータウンが多く、子どもの数が減ってくる中で小学校の統廃合が始まっています。一地域に2小学校があったところを1つに集約しようということになったときに、地域のまちづくり協議会の役員さんにすごい方が多く、教育委員会が説明に来た際に「これは地域の問題なので、地域で話し合います。教育委員会の方は横で聞いておいてください」ということで、協議会の中で2年ほど話をされました。最後の結論がなかなか素敵で、「2つの小学校を両方ともいったん廃校にします」でした。どちらかに統合されると不満がでてくるので、「両方とも一旦廃校にします。名前も変えます。校歌も変えます。」というところに落ち着いた。もちろんどちらかの校舎は使わないといけないのですが、それ以外、すべての伝統はリセットするということに落としどころを見つけました。こういうことが本当の意味での地域自治だと思います。地域のもめごとは地域で受け取って解決をする。「市役所になんとかしてくれ」ではないという動きです。このような動きが河内長野市でもできればいいなと思います。

委員：みなさん納得の上で進むのはいいですね。

久会長：事務局から全般的な紹介を頂きましたが、これはみなさんにアピールしたいという協働の事例はできましたか。そこが欲しいです。例えば、富田林市の若者会議などのように新しい試みや、何か面白いユニークな取り組みが協働の中でもっともって出てきたらいいなと期待しています。そのあたりが河内長野市はまだおとなしいなと感じています。茨木市では、11月に文化会館を立て替えて「おにクル」というユニークな名前の複合型施設を作るのですが、徹底的に市民参加で市民と一緒に盛り上げていこうという話にしています。ひとつ具体的なのは、敷地の中に立派な広場ができるので、その広場をどのように利用できるかというのを、もともと市民会館が建っていた場所にみんなで芝生広場を作って、そこで2年間ほどどんなことができるのかを検証してきました。11月に完全オープンですが、その延長上で動かしていきます。1・2階が子育て支援センター、3～5階が文化施設、6階に市民活動センター、7階にプラネタリウムが入るのですが、色々なところでクラウドファンディングに挑戦してお金を集めて進めていこうとしています。今、取り組んでいるのは、子育て支援センターで木製遊具を買うためのクラウドファンディングです。センターを作り上げるときに、市民と市役所と一緒にやりましょうという掛け声のもと、キャッチフレーズも「そだてる広場」ですが、このような動きが河内長野でも起きればと期待しています。

委員：お手元に資料を配らせて頂いた“南花台ふれあいテラス”は、ソフト面で補助金を頂いて立ち上げたのですが、広場の中を改修しようとするればハード面で申請はできるのでしょうか。

事務局：またご相談頂ければと思います。

委員：先日、消防の方が巡回に来られて、マットが燃えにくいものでないといけない、カーテンも長いものはいけないなど色々指摘され修正して対応したのですが、改めて確認して対処したいと考えておりますので、申請をしたいと思っています。

岡島副会長：私どもの大学がある市には大阪府内最大のUR団地である金剛地区があります。そこでのまちづくりを大学としてもお手伝いすることになり、ニュータウン問題を色々勉強しようということで、金剛地区の住民が南花台へ行って取り組みを学ぶ見学会を企画しています。そういう経緯があり南花台に伺ってお話を聞いているのですが、ユニークでキラッと光る取り組みかはわかりませんし、また実際には課題もあるのですが、私の印象としてはラジオ体操に取り組む方であったり、数字に強い方であったり、そういう方々と話をすると、生き生きと活動をされていたので、印象としては河内長野にもこういう素敵な取り組みをされているところがあるのだなと感じました。

久会長：もっともっと市職員の方が他の協働事例を勉強して、私たちもこれを河内長野市でやってみたいという声が出てくるといいなと思っています。そういう意味では市民側からの提案事業はあるけれども、若手職員の提案事業などがあってもいいのかなと思います。

事務局：南花台は地域の方が一生懸命盛り上げて頂いています。住民の力、どちらかと言うとずっと住んでおられる住民の方の力が大きいのかなと思います。でもそこには若い人が入ってこない、次の担い手ももちろんいないということは市の中でも認識しています。そこで今年度、市のブランディングということで、何か目標を持って市の職員が同じ目標・意識をもって“河内長野市のいいところはこれだ”とパッといえるように職員の意識改革を始めようということで、政策企画課を中心に全庁的に取り組もうとしているところです。その中で若手の職員が各部署から出て行って盛り上げていこうとしております。市民と一緒に協働でどんな河内長野市の魅力を発信していくかというところになると思うので、こういった場で様々な声を伺いながら、本日頂いたワークショップに対するご意見も、自分たちのことは自分たちでという声を伺ったことも担当課に伝えてやっていきます。

久会長：参考になるかわかりませんが、茨木市では市役所内の雰囲気を変えるのに20年以上かかっています。そのスタートは都市計画マスタープランを作成する際に、当時の都市計画の次長さんがユニークな方で、直属の係長に「20年後に茨木市役所を引っ張っていきそうな職員を一本釣りして連れてこい。」という基準でメンバーを集め、市民ワークショップに入って市民と一緒に夢を描いてやっていこうという雰囲気を作っていました。一本釣りされた職員も人事異動で部署が変わる際、次長に「4月から異動するので次の担当者を連れてきます。」と伝えると、「あなたが指名されているのだから、部署が変わってもあなたです。」とおっしゃいました。「しかし要綱の中に〇〇課〇〇

係とかいてあります。」と答えると、「変えてしまえばいい。」ということで同じメンバーで進めていきました。「直属の上司から、邪魔が入る。」という声が上がると、「この仕事にも辞令が出ている。この仕事をする時は私の部下だから、もしそのようなことを言う上司がいれば私が直接言います。」と言って下さり、動きやすい環境を作ったことで、元気な職員たちのネットワークができました。その職員たちが今、部長・課長となり市民協働へ理解のある上層部ができ、本格的な協働が進み始めています。20年をはかかりますが、こういうような形で元気な職員のネットワークを作って頂くと、じわじわと効果が出てくると思います。あて職ではなく、やりたいという人でネットワークを作って頂けると効果が出てきます。色々トラブルがあれば、自治協働課がフォローするというのもお願いしたいと思います。

久会長：他いかがでしょうか。ではまた今年度の事業については来年度お話を伺うこととなりますが、もっともっと頑張ったというところが表にどんどんでてくるような1年間にして頂ければと期待しています。では2番目、「市民公益活動の支援及び協働促進に関するアクションプランの策定について」ということで、指針は作らせて頂きましたので、今度はアクションプランを作るということになります。これもまずは事務局から説明をお願いします。

資料2に基づき、事務局より説明

久会長：ありがとうございます。全体的に見て頂いて、今回修正頂いた内容以外でも結構ですので何かございましたらお願いします。

岡島副会長：細かいことで申し訳ないですが、6ページのS/B・C/Bはわかる人が少ないと思いますので、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスと書いたほうがよいのではないかと思いました。あとは、字が大きくてよかったです。もう一点、10ページ情報の収集・提供ですが、中身を見ると提供はされているが、収集の活動があまりない感じがします。

久会長：例えばですが、ここは市民活動センターの役目になると思うのですが、先ほどから出ているような他市の先進事例や助成金情報の収集・提供など市民活動団体ではなかなか時間がさけずうまくいかないところを積極的に収集・提供するのがいわゆる中間支援の役割かなと思います。

事務局：他市の情報につきましても、中間支援を担って頂いている社協さんと共に視察の機会を設けています。河内長野市に持ってきてそのままびったり全てがはまるとは思っておりませんが、やり方、方法等について河内長野市スタイルができるよう、まずは知るところからということで、社協さんと連携を取りながら情報収集を進めていきたいと考えております。

委員：協働という言葉が出てきますが、現時点で河内長野市のまちづくりもそうですが、協働できていると評価されていますか。連携で終わっているところがまだ多いですか。協働を目標とされていますし、推進しようと文字からも読み取れますが、協働という

言葉を使い始めてからかなり年数は経っていますが、今の段階で担当者としてどんなふうに見られているか、評価されているかを教えてください。

久会長：先ほどの委員のお話を別の角度から見れば、アクションプランの割には抽象度が高いと思っています。ここを変えなさいということではないですが、公表しないけれども別表で「ここに書いてあるものは、具体的にこのように進めていきます。」というようなものがあれば、書いてある内容が共有できるのかなと思います。そういう観点で言いますと、先ほどから申し上げているのですが、自治協働課は頑張っていると思いますが、他の部署は本当に協働まで行っていますかということだと思います。地域福祉は否が応でも協働で行かないと仕方がない分野になってきています。他の分野はどうですか。もしなかなか協働まで行けていないのであれば、先ほどお話ししたような職員提案制度のような職員に協働を進めるような動かし方が、具体的にどう表れてくるのかというような展開があればいいなと思っています。岡島副会長がおっしゃったパークマネジメントというのは、専門家だけが動かしてきたハードなまちづくりの分野から、マネジメントをみんなでやろうという協働に大きくシフトしているし、国交省がすすめて始めています。今まで、「道路を使うな、公園を使うな」と言ってきた人たちが、「どんどん使ってください」に変わってきているので、河内長野市もしっかり付いて行ってほしいです。

委員：市民の協働ですが、そこを動かすためには行政間の横断的な協働が必要で、連携にとどまらない協働までいくような仕組みとしてできていないと、なかなか市民までおりにこないし、市民が協働をしていると思っていても、実際は担当課だけしかつながっておらず、そこのご意見だけを頂いてダメという判断となり、せっかくやる気になっているものが潰されてしまうということが現状としてあります。やはり市民を動かそうと思えば、小さな成功体験を積み重ねないと新たなワクワクするような、キラキラするような取り組みはなかなか出てこないし、若い方たちのアイデアを頂いても、それが実現するためには行政間の横のつながりが仕組みとしてできていないといけないし、評価の仕方も変えていかないと発展的なものになっていかないのかなと思います。ただ「協働やっています」という言葉だけで終わってしまっているのは、まちづくりにも広がっていかないかなと思います。厳しい言葉を頂くこともありだと思います。私はまちづくり会に参加していますので、自分たちでこれいいよねと思って繰り返してやっていることも多くて、自己満足でやっているようなところもあるのですが、厳しいお言葉を頂くのも色々な情報も持ってきていただくから、「今のニーズはここと違うのだから、もうちょっと変えていかないといけない」という発展性はそこから生まれるのかなと思います。専門的な知識をお持ちの方からのお声も絶対大事だと思うので、行政側も地域の協働についてもっとしっかり見て頂きたいし、お力を貸して頂くことも必要かなと思います。

事務局：たしかに耳の痛い話ではありますが、しっかり取り組みたいと思います。

委員：南花台は政策企画課が市民と常に会議を行っていますので、色々な若い人の意見を吸い上げて改革して頂いているとは思いますが、政策企画課で止まっているかもしれません。そこからどう進むのか。他の課へは行ってないのかもしれませんが。

委員：美加の台と南花台は同じような新興住宅地であるのに、南花台がどんどん改革されて

いますが、美加の台は公民館すら建ててもらってなかったことを根に持っています。子どもの数も同じように減っているという背景がある中で、地域住民としては色々な気持ちがあります。それでも美加の台の住民は一生懸命取り組んでいるので、その気持ちを高めるようなことが大切で、ほったらかしにされているように感じてしまうとフェードアウトしてしまう。そこの気持ちを挙げてくれるのも行政のちょっとした関わり方や言葉、評価であると思います。メンタル面のところは目に見えなくてやりにくいところですが、知っておいていただきたいと思います。何か言っても「お金がない」で返ってくるが、それはわかっています。ないのなら工夫しましょう。アイデア出しましょう。というところをもっと高めて頂きたいし、そうすることによって協働が進むと思います。

久会長：少しがった見方をすれば、岡島副会長からご紹介があったように南花台は非常に大きな問題を抱えているので、動かざるを得ないところがあると思います。積極的に協働を行っているかといえば、仕方なく行っているという見方もできます。南花台でうまくいけば美加の台を含めて他の地域へ広めていこうという姿勢でモデル的に行っているのか、南花台の問題が大きくなってきたのでなんとかしたいというところでどまってしまうのかで大きな違いが出てきます。本当に南花台がモデルだといえるようなところまで行っているかを外から見ているところからです。コノミヤさんに2階を提供してもらい、関大が入って、外からいっぱい資源が南花台だけに入っている訳です。市役所と市民だけで動かしていると言われるとそうでもないように私は見えています。では他のところに同じように資源を投下してくれるのかということになると、どうなのかなと思います。美加の台はまた違うモデルを作ってくれれば良いと私は思っています。条件が違いますから。

委員：一つ跳んでいるのは住民のパワーです。高齢者含めて何かしようとなれば集まって、学校支援もその他の支援も、そこまでできるのかと驚くくらいです。そういう結束力というのはすごくできているので、市も動かざるを得ないのではないのでしょうか。

委員：10 ページのところは情報の収集・提供とありますが、結局提供の方しか書いていなくて市としても社協さんと今後も収集を続けていくとありますが、現段階ではどのような情報をどのような形で収集していますか。

事務局：様々な事例等については情報収集も行い、現地にお邪魔するという機会は昨年度も今年度も設けており、事例についての取り組みや方法について学びを深めている状況です。

委員：ネットサーフィンのような表面的な方法ではなくて、実際に行っているのですね。

事務局：はい、もちろんネットサーフィンで探すこともありますが、今までの個人的なつながりも含めて事例を調査し、河内長野市に近いもの、活用できそうなもの、社協さんが力を入れていきたいという分野で合いそうなものなどを提案し、一緒に回っているところです。

岡島副会長：「南河内の集い」という集まりがあり、富田林市、大阪狭山市、羽曳野市、河内長野市の市役所担当課、社会福祉協議会、市民活動センター、大阪大谷大学が入って情報共

有しているのですが、例えば今日の資料にもあるように、「補助金を出すのが活用されていない」「手を挙げてくれる団体がない」「固定化している」という事象は河内長野市だけでなく周辺自治体みんなが同じような課題を抱えているということを知るだけでも、ひとつ大事な情報収集になると思いますし、せっかく大学も参画しているので、補助金を有効活用できていない理由について聞き取り調査を行い、整理してまとめるなどいろんなことができると思います。このような場も十分情報収集の場になりうるので、引き続きこのような場を活用して頂ければと思います。

33 ページのイメージ図の庁内横断組織について、前回伺った際にはコロナのこともあり会議が開けていないという話であったと思いますが、今年度はどのようなテーマで、いつ頃開催の予定ですか。先ほども色々とお話が出ておりましたが、やはり市役所内で協働が重要だという意識をすみずみまで行き渡らせることや、協働がないまちとはどのようなものなのかという危機意識を含めて醸成させるのが、このような庁内の横断組織だと思います。今年度の動きについて何か決まっていれば教えてください。

事務局：各課に協働事業推進員が1名ずつおりますが、実際ここ数年は研修等も実施できていない状況でありました。今年度、内容については検討中ですが、秋ごろに集まって頂いて何かしようと考えております。

久会長：先ほど岡島副会長からのご指摘で補助金の話がありましたが、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスを実践されている40代以下の方は、市役所のお金をあてにしていなくて、市民活動センターも利用するメリットを感じていない。そういう方々は動き始めていますが、待っていても繋がれない。おそらく最初は断られますが、そこにどうアプローチをするかがポイントです。私も市民活動センターを複数の市でお手伝いしていますが、このままいけば市民活動センターが廃止されるところがどんどん出てきます。結局、本当に動いている人たちからすると、期待されていないのです。そこは危機感を持っておかないといけないと、指定管理を受けている団体は必死になって頑張っています。そういう市役所から見えない風景みたいなものも追いかけていく工夫をして欲しいと思います。

委員：12ページにクラウドファンディングとサステナブルファイナンスとして、資金を集める新たな仕組みと書いてあります。実際まちづくりの活動をしている人が、どのようにすれば資金を集めることができるのかを簡単に知る方法を作って頂きたい。今ありますか。

事務局：今すぐにはないです。

委員：そうですね。どこかの役所のホームページへ行って調べて、あと細かいところは担当の方に聞くということになりますが、次の段階に踏み出す一歩目がわからない人がきついていると思います。これだけまちのことをやっている人でもわからないのであれば、丁寧に入口を広げて頂いて次へ進めるものにしてもらえると、次のステップへ挑戦しようとするのではないかなと思います。補助金も何回も何回も教えて頂いてようやく手を挙げられるくらい、身近ではないです。特に行政が実施されているとなれば、提出物が多いのではないかと思われるのではないのでしょうか。身近でないからどんどん使う方は減っていくし、活用される方は同じ方になってしまうのではないかと思います。

久会長：先ほどご紹介した茨木市の「おにクル」は、いろんな形のクラウドファンディングでお金を集めています。市役所内はどうか、今クラウドファンディングを使ってお金集めしている部署はありますか。なぜそれを聞いているかというのと、自分でやってみないとわからないでしょということです。

委 員：挑戦したことありますが、難しいですね。

委 員：何に気を付けないといけないのかもわからない。

事務局：実際、挑戦してみないとどこが難しいのか、どういうコツがあるのか等については、ご相談頂いたときに自分が経験した部分はお伝えしたいと思いますし、そういったところは中間支援に任せたいと思っています。

委 員：まだたたき台ですが、アクションプランにわからない言葉が載っているので、そこは説明を書いてもらおうとアクションを起こしやすいと思います。

久会長：アクションプランには書けない話ですが、市役所の中にも元気な人はいる訳ですからそこをどう繋いでいけるかだと思います。これは市役所内だけでなく地域もそうですし、学校もそうです。元気な人はまだまだ少ないので、どう繋いでいけるか。先ほど政策企画課が本当に自分事として動いているかどうかという話も、課としては動いていると思いますが、個人として面白がって動いているかどうかまで見ていくと色々面白いことができるのではないかと思います。先日、大谷委員の団体が補助金申請に手を挙げて頂いたので、終わってから半分冗談半分本気で「美加の台小中学校を“夢見る学校”にしたらどうですか」とお話しました。「元気な校長先生と、元気な先生をみんな美加の台に集めてしまって、モデル的に動かしてみるのはどうですか」と。たぶんできると思います。元気な先生を分散させてしまうから、みんなそれぞれの学校で悶々としている訳です。「変えたいけど、まわりが冷めている」ということになっていませんか。元気な先生を集中投下するといいのかなと思います。そういう機会やプロジェクトを市民協働課がコーディネートして作ってもらえると変わっていきけるのかなと期待しています。

委 員：期待しています。

久会長：そうすると、南花台はコノミヤテラスに視察が来るし、美加の台は小中学校に視察が来る。そういう特徴出しができるといいなと思います。

委 員：特色ある地域づくりですね。

委 員：自治会の活動でニュータウン系のところはそれなりに組織があつて、高齢化で悩まれているとは思いますが、やはり自治会はコロナもあつて活動自体が止まってしまい、再開を望まない声もあります。協働というテーマで考えてみるとごみ出し、地域の清掃、防災活動など、いわゆる昔のスタイルで行っています。それだけやっておけばという意識があります。今回言われている協働というものは、地域の課題を掘り起こしていったってどう解決していくかというきめ細やかなものだと思いますが、なかなか自治

会としてはどのようにすればよいか、ついていけないところがあります。先ほどから話題が上がっていますが、元気のある人はいますので、その人たちをどう繋げていくかがポイントだと思います。例えば資料に記載されている地域サポーター制度ですが、市の職員が地域におられるので、まず自治会の活動に入って頂いて、活動のコアメンバーになって地域の立て直しにアドバイスを頂きたいと思います。このままいくと自治会活動はなかなか活性化していかないし衰退していきます。祭りには元気な人は集まりますが、それ以外の清掃や防犯に協力して初めて祭りができるというところを進めていきたい。美加の台や南花台といった成功モデルとして、事例を紹介してもらえのでもいいのですが、昔からある地域に根差した自治会をどうするかという点では地域サポーター制度や若者会議のようなものを取り入れていけばよいかと思っております。

久会長：そういうところも横つなぎと言いますか、うまくいっている地域活動団体を紹介頂き、何が秘訣なのかを解説するような情報提供が重要かなと思っております。昔NHKで「ご近所の底力」という番組がありましたが、その地域活動版のようなものが出てきたらいいなと思っております。地域活動団体がうまくいっているところはいくつか共通点があります。自治会長さんにはよく「若者に言うべからず集」をお伝えします。ひとつは「もう同じことをやっている」です。同じことをしているかもしれませんが、せっかく提案してくれてくれたので任せてみてほしいです。それから、「好きなことばかりされても困る」です。好きなことをやりたいと思っているし、特に若者はそうだと思います。まず好きなことを存分にやらせてもらって、周りの人たちの動きを見てもらい、自分で気づいてもらうことで横展開されていくと思うのです。そういうことに取り組んでおられるところは若者もどんどん入ってきています。

委員：今、久会長がお話された「もう同じことをやっている」という言葉は、本当によく出てくる台詞で私も何回聞いたか忘れたくらいです。「もうやったし、今更やっても無駄やで」という親心もわかります。わかりますが、「あなた方がやった時代と今とは時代も社会も変わっている」というところを、いままでやってこられた方が心得ておくべきことだと思います。少し話は戻りますが補助金・助成金について、よく笑い話で「10万円もらうのに、10万円分働かないといけない」と言われます。それだったらもうしなくていいとなりますし、「10万円もらうのに、20万円分働かないといけない」となれば、そこまでしてお金をもらいにはいけないのでやめておこうかということに落ち着きます。かつて支援センターにいた身として感じたのが、手間は手間だが、事を起こそうかという人には事務能力に長けた人が少ない。事務作業は何かというと、計画を立てて、実行して、振り返ること。勢いのある人は、ワーとやってなんかよかったなという達成感だけが残って、何かうまいことできたし、これからもいけそうという雰囲気が始まって、雰囲気が終わる。そこはしっかり計画を立てて、計画通りに実行して、どの程度の効果を得たのか冷静に振り返る。そういう大きなメリットがありますよということをよく説明したことを思い出しました。

委員：先ほど、新たに申請しようかとお話させて頂きましたが、前回の申請時に大変だったことを思い出しました。いろんな資料を作って提出して、満額頂けなかったは残念でしたが、やればやるだけ自分たちに返ってくるので、苦勞してよかったかなと思っておりますが、その過程は大変です。

委員：公のところからお金を引き出すということは、単純にお金だけの話ではなくて、行政がきちんと認めたというお墨付きが得られます。その効果はお金以上のものがあると思います。

委員：それは近隣の方々、地域の方々にも認めて頂けるということにもつながりますね。

委員：地域のおじさん、おばさんがワーワー言っているだけのことでないということを示せるという点については、お金以上のものがあると思います。

委員：苦勞した甲斐がありました。

委員：個人に頂くものではなく、団体に頂くものです。私も熱量だけの人ですから細かいところは、得意な人できる人に担って頂き、やはりそこはチームで動くのも活動していくうえでは大事なところですし、行政が認めた活動だからと応援してくれる人もいます。そうすることで人も繋がるし、人材育成にも繋がっていくと思います。

委員：まず動くことで、周りの色んな人を巻き込んでいます。

久会長：その辺りが、11ページの先ほど説明頂いた「スキルを持つ人材の発掘を進め」という話だと思うのですが、今の状態で本当に受け皿としての地域活動団体が、このスキルだけでその人に仕事を任せてくれるのかどうか怪しい。なんでもかんでもやらされてしまうので、「それなら結構です」と言われてしまいます。10年ほど前、枚方市の小学校区にまちづくり協議会が立ち上がり講演会に呼ばれたのですが、元大阪府の部長さんが役員でおられ会長さんに「この方、現役時代に一緒に仕事をしたことがある」とお伝えしますと、「元公務員で書類作成は抜群なので退職後すぐ引っ張り込んだ」と話されました。そういうノリが欲しいです。細かい書類づくりなどは、その方に専属でお願いしています。さらに言えば、箕面西小学校区でイベントを開催したのですが、広い地域なので車で来られる方も多く、交通整理が必要だったのですが、「あの人、初めて参加してくれたけど交通整理が抜群」と話をしていると、周りの方があの方は元警察官だと教えて下さりました。それぞれのスキルを活かして専従して頂くとおそらく色んな方が地域活動を支えてくださると思います。みんな現場ばかりに送り込まれると、不満がたまってきます。「スキルを持つ人材の発掘」と書いてありますが、どう運用するかというところがポイントだし、うまく活用しようと思えば地域活動団体も「こういう役割分担をお願いしたい」と示して連携していく必要があると思います。

私の研究室の学生はまちづくり専攻なので、地域活動をやりたいはずなのですがやっていない。「なぜ自分の地元でやらないのか」と聞くと、「入口がありません」と言います。つまりウエルカムになっていないから、外の地域で活動しているそうです。典型的な話が、「あなたのお父さん、お母さんが自治会に入っているのだから、子どもが直接来られても困る」と言われるそうです。個人ではなく家で会員になっているという意識です。

委員：学校が地域の中になく、高校がない、近隣にないとよく言いますが、高校・大学はないけれども、高校生・大学生は地域にいるはずですよ。その学生たちをうまく引き込

む、巻き込むことができれば若い人たちの声も聞くことができると思います。ないものをねだるよりも、あるものを見つけに行かないと協働は進まないと思います。「大学と繋がっているところはいいな」と、どうしてもすぐ言ってしまいます。

委員：地域に住んでいる大学生・高校生が南花台のクルクルに乗ったり、生活応援を手伝ってくれています。

岡副会長：同じく 11 ページで、先ほども若者の巻き込みという話が出ておりましたが、井戸端会議のような交流会というのは具体的な取り組みのアイデアはありますか。

事務局：現時点ではまだなくて、そういう場を作りたいということで、今度社協さんと一緒に事例を学びに視察へ行く予定となっております。

久会長：以前は開催していたのですが、全部止まってしまいました。まちづくり協議会を立ち上げる前にみんなで集まって意見交換を使用ということで開催していたのですが、まちづくり協議会のために開催していると誤解されてしまって、特に役員さんたちは「もうまち協が立ち上がったのだから必要ない」ということで、通常オフィシャルな会合ばかりになってしまいました。今になって特に女性から「もっとフランクな、あの井戸端会議を続けていくべきだったのでは」という声が出ています。おそらくニーズはあるのですが、役員さんがその井戸端会議の必要性を理解できるかどうかです。いろんなところでお薦めしますが、一番のハードルは役員さんです。「こんな 2 時間の無駄な話が何の役に立つねん」と言われてしまう。

岡副会長：「成果は何？」ということになるのですね。

久会長：そうです。

委員：若い方が言っても上から押さえつけられると次の会議から出てこないです。それこそ「そんな前にもうやった」と言われると出ようと思わないです。

委員：初回の時だったと思うのですが、久会長のお話で「どうしても自治会やまち協は、会長が誰、副会長が誰、会計が誰というのが綿々と続いている。その中でプロジェクトチームを立ち上げて活動して、終わったら解散」という手法をご紹介されていました。もちろんメリット・デメリットはあると思います。あまりにも立ち上げては解散、立ち上げては解散が続くと、確かに継続性はないですが、よく考えてみると継続性のある組織が形骸化していつ新しい力をつぶしにかかっている。それを考えてみるとプロジェクトチーム制もありだなと思いました。その中で、「コレ面白いな」と思う人は残っていきますし、プロジェクトチームを作っても同じ人が会長をしているとか、何か言えば「むかしやっていた」とつぶしにかかってくるということになれば、プロジェクトチームも一時だけ活動して解散となるだろうし、その辺りは同時に進めていけばいいのかなと思います。私も偉そうに言えるほどこの 2 年間、まち協に行っていない理由は年間 40 万円の予算をどうするということから始まって、年度終わりになると次の年度の予算について、私が参加しているまち協は元々防災活動から始まりましたので、「今年はこの防災センターへ行くか」という話ばかりで、予算消化団体になっているのが見えてきて、自身の都合もあるのですがモ

ヤモヤした感じがありました。身を引く少し前に高層住宅部会というのを立ち上げました。私が住んでいるのが140~150世帯という分譲マンションなのですが、単体で自治会として活動しています。マンションには戸建てとは違った悩みがあるので、2~3か月に一度集まりマンション特有の話題について、井戸端会議をしています。

久会長：河内長野市はそれぞれの小学校に必ず旧村とニュータウンが入っています。川上小学校区で井戸端会議を開催したときの話ですが、ニュータウン側の方がやはり高齢化の問題をお話されました。そうするとすかさず旧村の方が「自分は家の長男として生まれ育っている。旧村の人間は出ていけない。家から通える仕事を探すしかなかった。それに比べてニュータウンの子どもたちは勝手に外に出て行っている。それは家庭の問題で、市役所の問題ではない。」と話されました。自分たちの子ども、孫が出て行ったことで高齢化問題が起きている。そう考えると自助努力でも解決できるのではないかというお話でした。井戸端会議だからこその展開です。

委員：この数年間でZoomなどを使ったオンライン会議が、色々なところで実行されるようになってきました。私も経験ありますが講座を受けるなどはできるのですが、会議として雑談ができるところまではいっていないと思います。

久会長：私が井戸端会議をお勧めするときは、できるだけクリエイティブなやり方にしようと言っています。そうでないと先ほど委員がお話されたように単なる愚痴大会になってしまい、何も成果が出てこないということになってしまいます。ネガティブな話ではなく、ポジティブな話をしようということです。井戸端会議をうまく進める秘訣はいくつかあるのですが、そういうことを提供しながらいい雰囲気の井戸端会議を増やしていくことも必要だと思いますし、先ほどZoomの話も出ましたが、自治会やまち協のDX化の支援は現時点で入っていますでしょうか。

岡島副会長：16ページに「新たな交流方法の検討」と書かれていますね。

事務局：11、16ページを含めて交流会や井戸端会議等を、もちろん顔を突き合わせての会議も大事だと思いますが、それ以外の方法としてオンライン会議等についてもご提案していきたいと考えております。オンライン会議を導入することで、時間・場所等の制約・ハードルを下げた中で、より幅広い世代の方にも参加頂けるという点からも、中間支援組織である社協さんと一緒に考えていきたいと思っております。

久会長：私がお願いしたいのは、地域活動団体のDX化です。

事務局：現在、一部地域におきまして自治会のDX化推進として、回覧板についてアプリ導入の実証実験を進めております。またスマホ講座をまち協、自治会に募集をかけておりますので、アクションプランにも具体的にDX化の文言を入れ込んでいこうと思います。先ほどの井戸端会議について、当初まち協も役員会と別の場として実施しておりました。役員さんがいない井戸端会議の方では、前向きな意見が割と出ていました。ただその会議もわざわざ足を運ばないといけないという制約の中で、だんだんと足が遠のいていったように感じます。地域活動団体さんから多く出る意見として、役員の負担が大きいというものがあります。日々の活動を進めながら、出向かなくても参加し、回覧板を回すことができるなど、可能なところはDX化するなど、活動内容をすみ分け

して記載できればと思います。

委員：ICTの活用で、今年度市民活動センターでSB/CBの講習会を開催するのですが、その際にはパンデミックで外出ができないという場面よりは、話は聞きたいけれども足を運べない方に向けてZoom等を使うことで参加者数の増加を目的にしています。社会福祉協議会では今年度よりICTタブレットの活用として、会議資料の配布や会場に集まらなくても会議を開催できるように各地域にタブレットを配布し、いつでもどこでも参加できるような体制づくりを計画しています。

委員：Wi-Fi環境はどうなっていますか。タブレットを配布されてもWi-Fi環境がなければ使えないですね。公民館とかはないですね。

委員：タブレットなど機器をお渡ししても、ネット環境がないというところが次のハードルとなっています。ご自宅に環境がある方は、ぜひ使用していただきたいですが、環境の整っていない方には、イズミヤゆいテラスはWi-Fi環境がありますので、機器に慣れて頂ければと思っています。

委員：そこまで行くのが大変なので、やはり地元の公民館や集合できる施設はWi-Fi環境を整えるか、環境が整っている学校を使わせてもらうなど、そういうルートを作ることが先ではないかと思います。本当に不便に思っている方は、ゆいテラスへ行くことも大変だと思っていて、地元で使うことができて誰かがサポートしてくれるという仕組みにってもらう方が、より広まっていくと思います。
この部屋は入っていないのですか、遅いです河内長野は。Wi-Fiは必要不可欠なものになってきています。子どもがタブレットを持って帰ってくる社会なのですから、大人にもやさしい社会になってほしいです。

委員：イズミヤの4階はWi-Fi環境ありますが、使えるのは年間1,000円払った会員だけですか。

委員：いま少し変わってしまして、自由に使って頂けるようになりました。

久会長：明石市コミュニティ創造協会という中間支援団体がありますが、コロナ禍が始まった4月くらいから自治会役員を中心とした「お試しZoom会議」をテーマは特に設けず、お話をする練習をしましょうということで開催しました。3~4回開催すると、使いこなせる人たちが出てきて、そういう方々が周りの人に教え始めます。結果として地域に広まっていったというケースがありました。地域の何人かを育てさえすれば、地域に広がっていくという仕掛けを作ると、瞬く間に広がっていくのかなというひとつの事例です。

委員：私がまち協を離れるきっかけになったのが、コロナ禍が始まったときに「せめてLINEグループを作ってコミュニケーションを取りませんか」と提案したときに、まち協の中ではIT系に強い方々から「なんでそこまでしないとダメなのか」と言われたことです。「集まらないのであれば、集まらなくていい」「予算が余れば返せばいい」という言葉を聞いて、そういうものだったのかと思いました。地域活動のDX化というのは、コロナ禍を経てオンラインでコミュニケーションを取るといった一般社会では当たり前

のことで、例えば参加者が何らかの理由で足が動かなくなり、車いすでなければ出られなくなった。寝たきりになった。という状態であっても参加できるツールを手に入れたと思うと、そこまでして参加したくないという人は置いておいて、なんとかその場の雰囲気を知りたい人には Zoom 等を使って中継することもできます。目の前にはスマホかパソコンしかないけれど、その向こう側には人がいると思うと緊張感が出てきます。DX 化は喫緊の課題です。せっきゃくコロナをきっかけにこれだけのものを手に入れたのですから、使わない手はないと思います。しかし、残念ながらネットに接続する環境にないただの箱ですので、Wi-Fi 環境を整えることは必須です。

久会長：寝屋川市市民活動センター指定管理者のお手伝いをしていますが、平均年齢 70 歳くらいと高齢化が進んでいますが、昨年の取り組みで面白かったのがメタバースを使って活動フェスタが出来ないかということで、使える人を連れてきてアバターでフェスタが開催されました。面白がってするとできるという事例です。私の大学はこういうのが大好きなので、コロナ禍に私もメタバースの中でアバターを作って発表したことがあります。そういう時代になってきています。どんどん先に行くと面白い世界が待っているかもしれませんので、その辺りも実験的に取り組んで頂ければと思います。

委員：河内長野市は割と守りに入ってしまう市なので、挑戦して欲しいです。着実に進めるタイプだとも思うのですが、前を向いて挑戦して欲しいです。

委員：まちづくり協議会というのは役員だけの会ではないので、地域の方が何を望んでいるのかを聞くために、井戸端会議ではないですが交流カフェを開催しています。その場で色んな意見を聞いて、その中から新たな事業が立ち上がってきました。コロナの期間は閉ざされていましたが、8 月から再開します。役員の中だけで話をしても進歩がないので、2~3 年止まっていましたが交流カフェを再開し、新たなアイデアが出てくることを期待しています。

久会長：アクションプランについて若干意見を頂きましたので、修正をかけて頂くとともに私からお願いしたいのは先ほど申し上げた通り「この 5 年間くらいで、いったい誰が何を進めるのか」というのをリストアップして頂き足らずや書き過ぎの部分がないかを事務局の方でもチェックして頂きたい。書いてあるがなかなか難しいなというものが見えてくるかもしれません。最後、具体的な事業ベースに落として最終チェックをお願いできたらと思います。
それでは委員のみなさん、③その他で何かございますか。事務局はいかがですか。

事務局：今回、事務局からはございません。

久会長：色々ご意見賜りありがとうございました。案件すべて終了させて頂きましたので、懇談会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

第10期第4回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 次第

日 時： 令和5年7月31日（月）
14時00分～16時00分
会 場： 河内長野市役所 501会議室

1. 開会

2. 案件

- ①令和4年度協働によるまちづくりの推進について
- ②市民公益活動の支援及び協働促進に関するアクションプランの策定について
- ③その他

3. 閉会

<資料>

- 資料1 協働によるまちづくりの推進について
- 資料2 アクションプラン（たたき台）

<参考>

- 第3回使用資料一式

協働の取り組み

～みんなと一緒に創るまちづくり～



河内長野市 自治安全部 自治協働課

令和4年度（令和5年7月作成）

－ 目 次 －

| | | |
|--------------------------------------|-----|----|
| 1. はじめに | ・・・ | 2 |
| 2. みんなで一緒につくるまち ～ひとづくりから始まるまちづくり～ | ・・・ | 3 |
| ＜4つの重点施策＞ | | |
| 3. 市民公益活動の基盤づくり | ・・・ | 4 |
| ① かわちなかのボランティア・市民活動センター | | |
| ② 市民公益活動支援補助金（一般型） | | |
| ③ 市民公益活動支援基金（ふれあいるーぶ基金） | | |
| 4. 市民と行政の協働促進 協働事業提案制度 | ・・・ | 8 |
| 5. 市民相互の協働促進 地域まちづくり協議会 | ・・・ | 9 |
| 6. 行政への市民参加の促進 | ・・・ | 13 |
| ＜特徴的な取り組み＞ | | |
| 7. 協働のしくみづくり | ・・・ | 14 |
| ① 地域サポーター | | |
| ② 地域まちづくり協議会支援研修 | | |
| 8. その他の協働のとりくみ | ・・・ | 15 |
| ① NPO法人の設立認証等事務の権限移譲 | | |
| ② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～ | | |
| ③ 南花台スマートエイジング事業（担当課：政策企画課） | | |

1. はじめに

本市は、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」において、「協働によるまちづくり」を理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、「自ら考え自ら実行する自律的なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。平成28年4月からの第5次総合計画においても、基本政策の一つに「協働によるまちづくり」を掲げており、その理念を引き継いでいます。

平成18年12月には、第4次総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめた「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定しました。（令和4年3月に指針を改訂）

現在は、この指針に基づきながら、市民公益活動をより活性化させていくための「市民公益活動の基盤づくり」、市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるための「市民と行政の協働促進」、市民や自治会、市民公益活動団体などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合うための「市民相互の協働促進」、市民と行政とが情報を共有し、協働によるまちづくりを進めるための「行政への市民参加の促進」を4つの柱として取り組みを進めているところです。

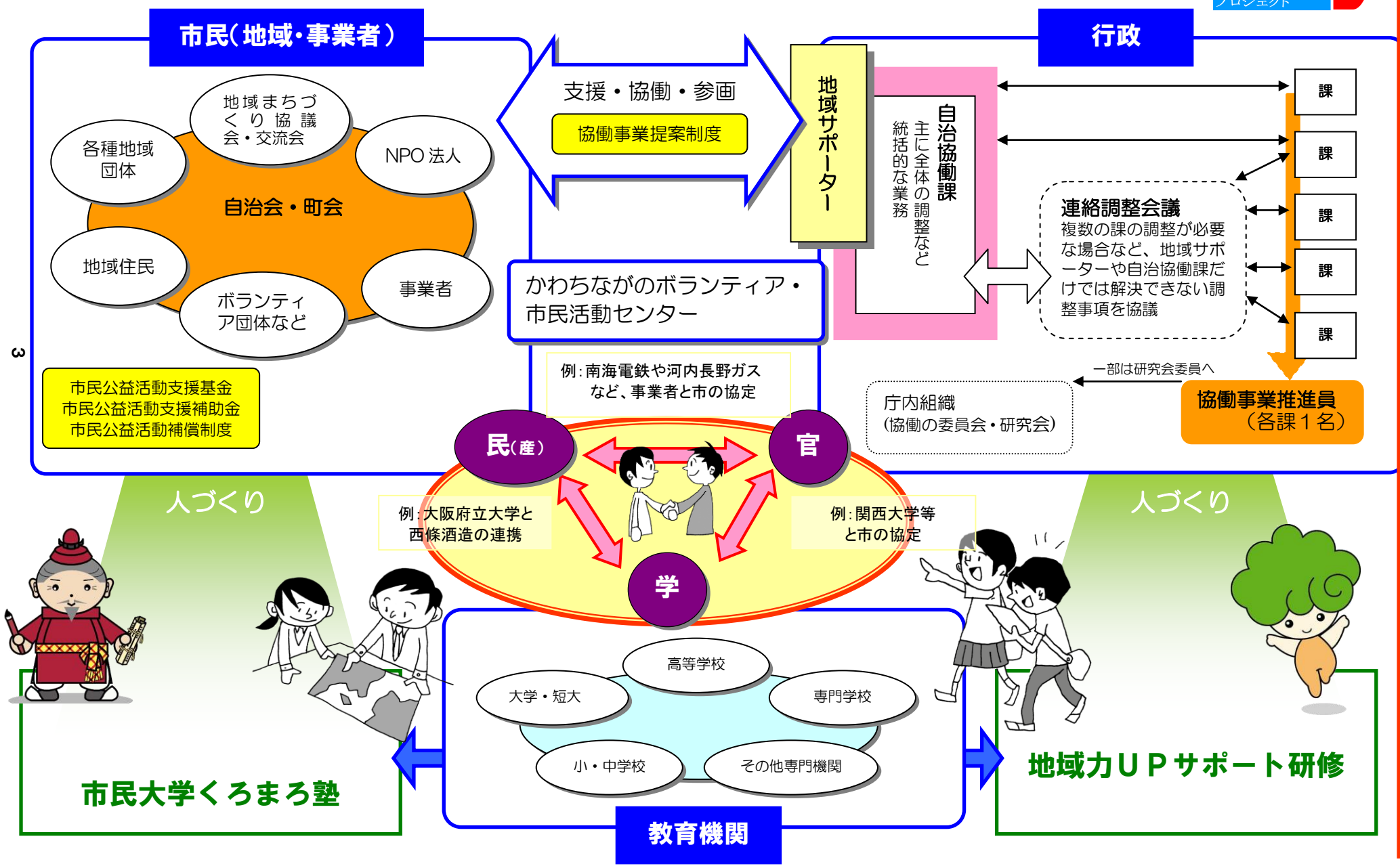
本報告書は、これらの「協働によるまちづくり」の推進状況をまとめたものです。

自治協働課

みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~



2. みんなで一緒につくるまち ~ひとづくりから始まるまちづくり~



3. 市民公益活動の基盤づくり

3-① かわちながのボランティア・市民活動センター

かわちながのボランティア・市民活動センターは、令和3年4月5日に前身である市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の機能をイズミヤゆいテラスに移転したものです。

団体やNPO等の市民公益活動の支援を行うセンターとして社会福祉協議会に委託し、市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言や、市民公益活動団体同士の協働促進、団体と施設や企業等とのマッチングなど、ソフト事業を中心に充実を図りました。

<センターの概要>

【名称】かわちながのボランティア・市民活動センター

【場所】河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4階 イズミヤゆいテラス内

【利用時間】 月～金・第1・3土曜 9:00～17:30

※祝・年末年始はお休み

| 名称 | 面積 | 機能等 |
|--------------|-----|------------------------------|
| 事務・作業・相談スペース | 26㎡ | 市民公益活動や協働に関する作業・相談を行うためのスペース |
| ワークスペース | 20㎡ | コピーサービス・輪転機・紙折り機などの利用スペース |

<センターの役割>

(1) 目的

市民活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し、公益の増進に寄与するため

(2) 基本的な役割

- ①市民活動の活性化
- ②ネットワークづくりの促進
- ③協働の促進（仲介機関としての役割）

(3) センターの利用対象

市民活動を行っている、またはこれから行おうとする個人や団体

(4) センターの機能

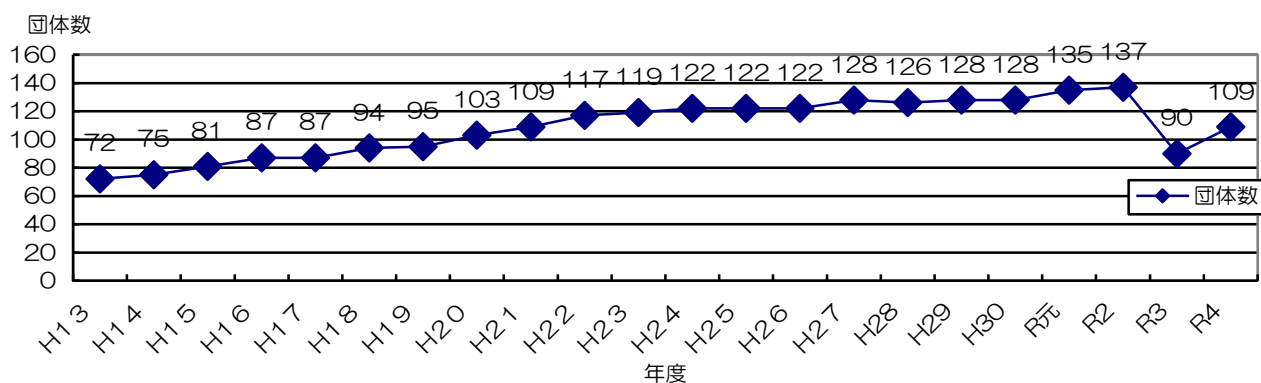
- ①情報の収集及び提供機能
 - ・市民公益活動を促進するための情報、市民と行政の協働の促進に関する情報、地域のまちづくり活動の充実につながる情報等、様々な情報を収集・提供する機能
- ②人材の育成及び学習機会の提供機能
 - ・個人に向けた市民公益活動への参加促進や、市民公益活動の活性化や市民と行政及び市民相互の協働促進につながる人材を育成する機能
- ③相談、助言及びコーディネート機能
 - ・市民公益活動を実施するうえでの各種課題に対する相談、助言を行う機能

- ・市民公益活動団体同士や地域型組織、企業、個人など様々な主体をつなぐことにより、より効果的に市民公益活動が展開されるよう支援するコーディネート機能

④連携及び交流促進機能

- ・より効果的に市民公益活動が展開されるよう、市民公益活動団体や地域型組織など様々な組織間のネットワークを促進する機能

ボランティア活動団体数（団体紹介冊子「ガイドブック」掲載分）



※令和2年度までは活動を休止している団体も含めて掲載していましたが、令和3年度以降は登録があった団体のみ掲載しています。

～成果と課題～

- ・補助金講座の参加者の増加や、子ども食堂などの福祉分野の団体が新たにガイドブックの登録を行うなど、センターを利用する団体の幅が広がりました。また、補助金講座受講者から令和4年度市民公益活動支援補助金の申請者が出るなどの成果がありました。
- ・市民活動センター機能を移転し2年経ちましたが、センターの存在や使用方法を知らない団体や個人もいるため、利用者の口コミや公式LINE等を通じて、周知し利用促進を図ります。
- ・今後も、円滑な運営及び地域支援も含め更なる機能充実を図るため、情報収集を実施しながら団体ニーズに沿った支援体制の確立を目指します。

3-② 市民公益活動支援補助金(一般型)

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。市民公益活動支援基金（ふれあいるーぶ基金）を財源として、平成22年度に導入されました。

＜補助の種類＞

| 募集コース | | 補助率 | 補助限度 |
|-----------|---|-----|------|
| 初動支援コース | 市民公益活動に取り組んで3年以内の団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可） | 3/4 | 10万円 |
| 自主事業支援コース | 市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可） | 1/2 | 30万円 |

＜これまでの交付事業数＞

| 年度 | 交付事業数 | (内訳) | | 補助金額 |
|--------|-------|------|--------|---------|
| | | 初動支援 | 自主事業支援 | |
| 平成22年度 | 3 | 2 | 1 | 290,000 |
| 平成23年度 | 4 | 3 | 1 | 446,000 |
| 平成24年度 | 7 | 4 | 3 | 857,000 |
| 平成25年度 | 5 | 4 | 1 | 383,000 |
| 平成26年度 | 4 | 1 | 3 | 499,000 |
| 平成27年度 | 5 | 1 | 4 | 573,000 |
| 平成28年度 | 2 | 0 | 2 | 162,000 |
| 平成29年度 | 4 | 3 | 1 | 329,000 |
| 平成30年度 | 1 | 0 | 1 | 226,000 |
| 令和元年度 | 1 | 1 | 0 | 100,000 |
| 令和2年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＜令和4年度の交付決定事業＞

| 団体名 | 事業名 | コース |
|-------------|------------------|-----------|
| ボランティア団体 猫亭 | 地域における公益的な動物愛護活動 | 自主事業支援コース |

～成果と課題～

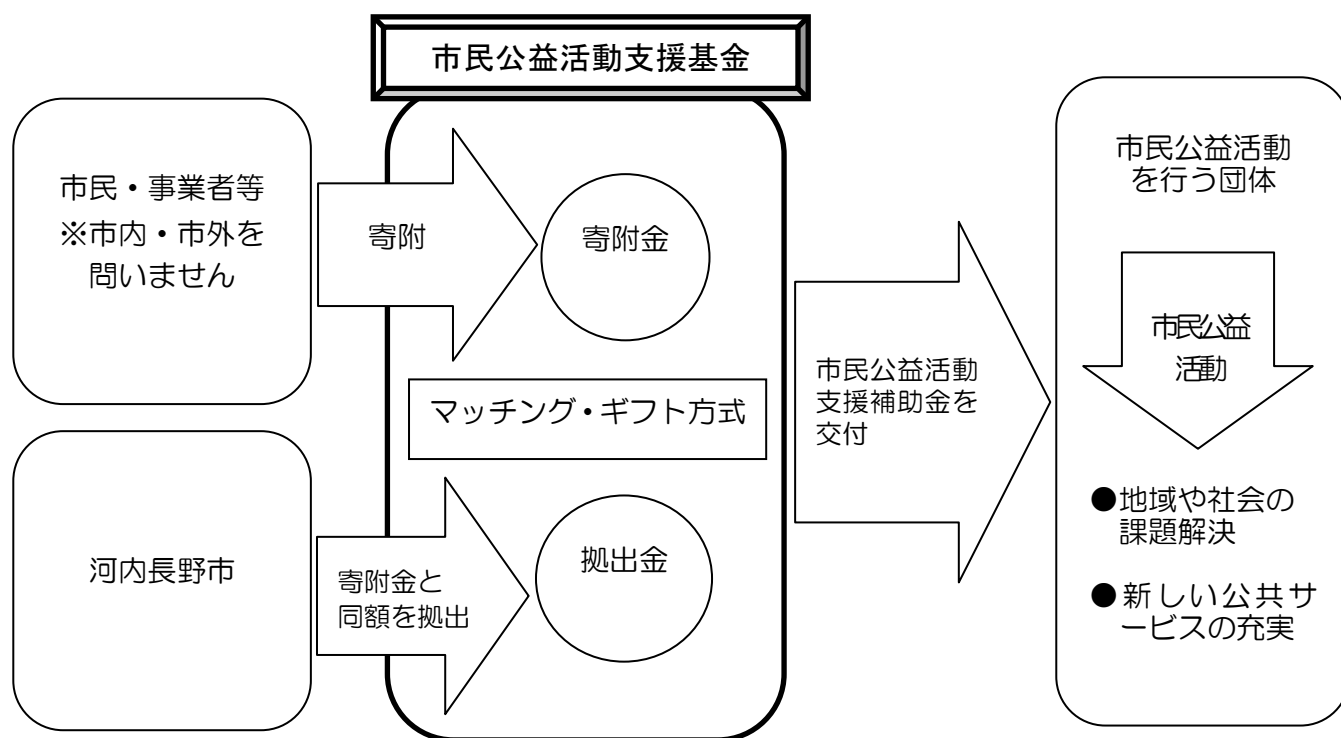
- ・これまで37事業（同一事業含む）・26団体に対し補助金を交付しており、団体の事業の充実が図られ、団体の自立が進むなど、市民公益活動の裾野に広がりが見えています。
- ・一方で、令和2～3年度は0件、令和4年度は1件と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、低調となっています。
- ・今後については、市民公益活動の更なる活性化を図るため、かわちながのボランティア・市民活動センターとの連携のもと、周知方法の工夫、団体等への積極的な活用促進などを行い、応募数の増加を目指します。

3-③ 市民公益活動支援基金(ふれあいるーぶ基金)

市民公益活動に直接携わることができない人も寄附という形でまちづくりに参加できる制度として、市民、市民公益活動団体、事業者などからの寄附金を基金に積み立て、市民公益活動支援補助金の原資となって市民公益活動を社会全体で支えていくものです。

また、マッチング・ギフト型の方式を採用することで、寄せられた寄附金と同額を市も基金に上乗せして積み立てます。

<制度の概要>



<基金の状況> ※令和5年3月31日現在

| 内 容 | 件数 (件) | 金額 (円) | 備 考 |
|------------|--------|------------|-------------|
| 基金残額 | — | 10,455,404 | |
| (内訳) 前年度繰越 | — | 9,968,145 | |
| 寄附金 (積立額) | 34 | 409,350 | ※ |
| マッチング額 | | 367,443 | |
| 利息 | | 10,466 | |
| 補助金 (一般型) | 1 | △300,000 | 令和4年度の交付確定額 |

※寄付金額 786,000 円から返品等の経費分 (376,650 円) を引いた金額。

4. 市民と行政の協働促進

協働事業提案制度

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくことを目的とする制度です。

<制度の種類>

| | |
|----------|----------------------------|
| 市民自由提案部門 | テーマ設定がなく、市民の自由な発想による事業を提案 |
| 市設定テーマ部門 | 市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案 |

※令和4年度市設定テーマ

| テーマ名称 | 担当課 |
|------------------|-------|
| ①市有財産緑化による憩いの場創出 | 資産活用課 |

<令和4年度の結果>

市設定テーマ部門において1件応募があったが、他の仕組みで対応することとなった。

～成果と課題～

- ・平成22年度の制度開始以降、13年間で10事業が成案化、または他の制度により実現しており、協働により取り組むことで、各事業の充実が図られています。
- ・一方で、一定の事業が既に協働により実施されており、また、団体にとって成案化までのハードルが高いことなどから、近年は市設定テーマ及び応募数が減少傾向にあります。
- ・今後については、他市の制度なども参考に、関係部局と調整を図り、協働事業促進の仕組みづくりや方策の検討を進めることで、更なる協働事業の促進を図ります。

【参考：これまでの成案化事業】

- ・ひとで不足農家の支援活動（菜園クラブ・農林課）
- ・花いっぱい街づくりサポート（NPO 法人フルル花の福祉の地域応援ネット・財政課）
- ・美加の台第10緑地植樹事業（美加の台自治会連合会他・公園緑地課）
- ・ファーストステップトライアル事業（NPO 法人淡路プラッツ・青少年課）
- ・市民が活躍する岩湧の森の活用事業（NPO 法人トモロス・農林課）
- ・協働による向野緑道のリニューアル事業（アメニティ長野自治会・公園河川課）
- ・サポートブック「はーと」を拡げる活動（ピアはーと・障がい福祉課）

5. 市民相互の協働促進

地域まちづくり協議会

「地域まちづくり協議会」は、概ね小学校区を一つの単位とし、自治会・町会をはじめ、地域で活動する各種団体、NPO、事業者、住民など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域の課題解決やまちづくりに取り組んでいく組織です。これまで、全13小学校区のうち、11小学校区で地域まちづくり協議会が設立され、地域の特性に応じた活動を進めており、残る2小学校区についても、地域ぐるみの取り組みに向けた話し合いが進んでいます。

市では、「地域まちづくり協議会」の組織化や地域まちづくり活動の支援など、地域の自主性を尊重した支援を行っています。

- (1) 財政支援 地域まちづくり支援補助金 上限40万円（10/10補助）
市民公益活動支援補助金制度（地域まちづくり型） ※P.11 参照
- (2) 人的支援 地域の主体性を尊重した職員（地域サポーター）の関わり
- (3) その他支援 相談・情報提供、講座の開催など

○地域別計画について

平成28年からの河内長野市第5次総合計画において、地域まちづくり協議会のメンバーを中心に、市民参加のもと検討会議を開催し、地域の将来像や市民が主体的に行う取り組みなどをまとめた地域別計画を策定しました。現在は、地域が主体的に地域別計画に取り組み、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めています。令和2年度には地域別計画の見直しを政策企画課主導で行いました。

○地域まちづくり協議会の状況

- ・長野小学校区まちづくり会議 ～ゆめ・街・ながの～

平成23年7月に設立。情報誌の発行やSNSによる情報発信、子育て世代が参加しやすいイベントの開催、**ラブリーハロウィン**や**ほのぼのフェスタへの出店**などを実施。



- ・小山田小学校区まちづくり会 ～集い・ふれあい・感動～

平成24年4月に設立。寺ヶ池公園を拠点に、夏休みのラジオ体操、ウォーキング、ふれあいカフェ、地域情報誌の発行、高齢者買い物支援、移動支援、高野山大学体験教育事業などを実施。



- ・川上小学校区地域まちづくり協議会

平成24年6月に設立。ウォーキングイベント、休耕地の活用、防災視察研修、学校行事への協力、交流サロン「くつろぎ」などを実施。



- ・高向小学校区“ひと・まち・ゆめ”づくり会

平成24年9月に設立。フラワープランター設置、地域資源マップの発行、校区防災連合会の設置、地域の営みDVDの活用、「ちいきのことば」冊子の作成などを実施。



- ・南花台まちづくり会 ～未来に向けて！咲くや心に南花台～

平成25年10月に設立。夏休みラジオ体操、産官学民で進めるスマートエイジング事業への協力、フラワーロード作り、未就学児と保護者のための「キッズステーション」、ミュージックフェスタなどを実施。



- ・楠小学校区つながる会

平成25年11月に設立。校区防災訓練や防災視察研修の検討、ホームページやフェイスブックを活用した広報活動を実施。自主防災組織・関係機関との連携強化、子どもの居場所づくりの検討など安全・安心への取り組みを主要なテーマとして活動中。



- ・石仏小学校区まちづくり会

平成25年12月に設立。HPの更新、地域住民が交流できるコミュニティサロンを開催、ふれあい花壇の整備、見守り活動の体制強化、天見川一斉清掃への協力、学校支援ボランティア増員の取り組み、機関紙「ほっこり」の発行などを実施。



- ・三日市小学校区まちづくり協議会

平成26年9月に設立。高野街道名所への案内看板設置、あいさつ運動、防災行政無線を活用した放課後放送の実施、地域情報誌の発行、将棋大会、歴史学習会、歴史ウォーク、多聞丸（楠木正成）のPR活動、青色防犯パトロールなどを実施。



- ・美加の台まちづくり協議会

平成26年11月に設立。コミュニティルーム「さくら」の管理運営や桜の鑑賞会、キロポストの設置、キッズスクール、さくらウォークなどを実施。



・千代田小学校区みんなのまちづくり会

平成26年11月に設立。買い物代行サービス、校区防災避難訓練、校区防災マップの作成、小学生等への学習支援「ちよだ寺子屋」、地域清掃活動、女性部会の立ち上げ、まちづくりカフェ、情報誌“あいあい通り”の発行などを実施。



・天見地域まちづくり協議会

平成27年2月に設立。観光マップの作成、マップやアスマイルを活用したウォーキングイベント、天見の未来を考える検討会議の開催、放課後児童教室、サードプレイス事業などを実施。



○市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）

平成28年度より、地域まちづくり協議会が地域別計画等に基づき実施する施設の整備等のハード事業に対し、公開プレゼンテーション及び第三者による審査の上、補助金を交付しています。

平成29年度からは従来のハード事業に加え、新たにソフト面でのまちづくり活動に補助金を交付するコースを設け、地域課題の解決に向けた事業等の支援を行いました。

<補助の内容>

| 募集コース | | 補助率 | 限度額 |
|----------|-------------------------|-------|-----------------------|
| ソフト事業コース | 主にソフト面でのまちづくり活動を中心とした事業 | 10/10 | 30万円 |
| ハード事業コース | 施設等の新設、改修、保全等のハード事業 | | 50万円※特別に認められる場合は200万円 |

<交付事業数及び交付額>

| 年度 | 交付事業数 | (内訳) | | 補助金額 |
|--------|-------|-------|-------|------------|
| | | ソフト事業 | ハード事業 | |
| 平成28年度 | 4 | | 4 | 1,941,108円 |
| 平成29年度 | 5 | 2 | 3 | 2,710,981円 |
| 平成30年度 | 1 | 1 | 0 | 300,000円 |
| 令和元年度 | 2 | 2 | 0 | 384,954円 |
| 令和2年度 | 0 | 0 | 0 | 0円 |
| 令和3年度 | 1 | 1 | 0 | 134,639円 |

<令和4年度の交付決定事業>

◎ソフト事業コース

なし

◎ハード事業コース

なし

○地域まちづくり協議会連絡会

地域まちづくり協議会同士の情報交換の場として、学識経験者を招き年1～3回連絡会を実施しているものです。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3年ぶりの開催となりました。

<内容及び参加者（全1回）>

| | 日時 | 主な内容 | 参加者 |
|---|------------------|--------------------------------------|-----|
| ① | 令和5年 2月22日（水） | ・各地域の取組紹介もしくは今後取り組みたい事業 ・活動における課題 | 16人 |

<連絡会 参加者の声（アンケートより抜粋）>

- ・他のまちづくりの活動内容を聞いて良かったです。
- ・定期的に連絡会をお願いしたいです。
- ・自分のところでどう活用したらいいかみんなで話し合いたいと思います。

○今後の取組の方向性

地域まちづくり協議会は、自治会・町会をはじめ、各種団体などによるネットワークを活かし、活動を進めていますが、一部の校区では自治会・町会から活動への理解・参加が十分に得られていない場合があります。また、今後は地域別計画等に基づき活動の充実を図られるよう、地域の実状に応じた財政支援の構築が求められています。

<体制の充実>

- ・「自治会・町会及び連合自治会を基盤とした地域まちづくり協議会」が地域の核として主体的に地域のまちづくりを展開できるよう、将来の条例化も見据えながら、まずは自治会・町会をはじめ、市民への理解促進に努める。

～成果と課題～

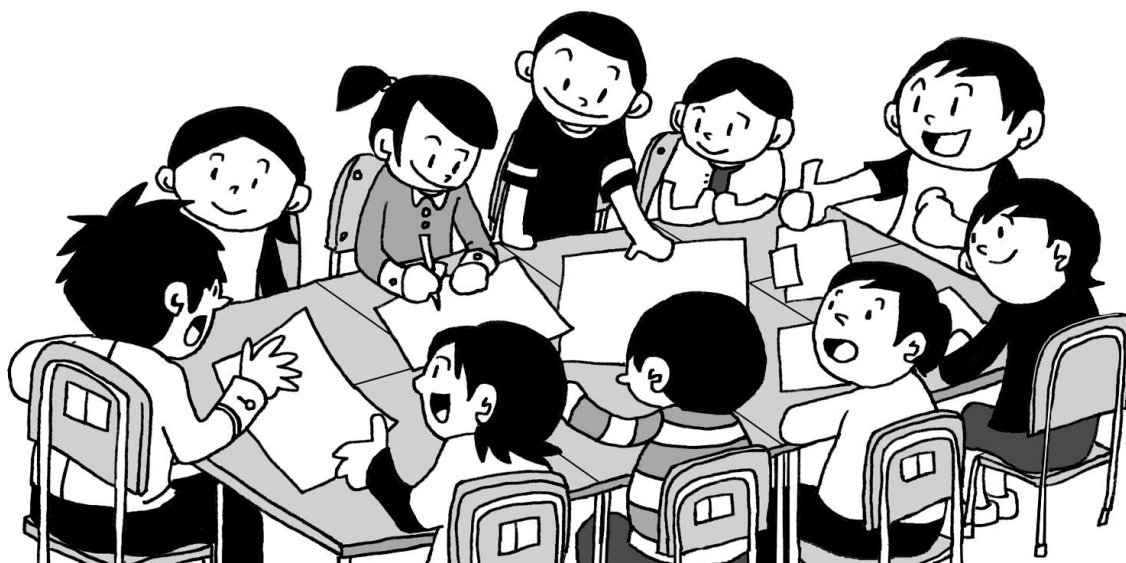
- ・最初の地域まちづくり協議会の設立から10年以上が経過し、「交流」を中心とした事業から一部で「課題解決」に対する取り組みが見られるなど、徐々に活動の内容が充実してきています。
- ・地域別計画の策定や新たな補助金制度の実施などを一つの契機とし、地域における必要な取組の検討など地域の主体的な議論が進んでおり、団体の成熟がみられます。
- ・役員らの世代交代が行われ、現役世代が中心となった地域も出てくるなど、新たな団体の運営方法等を模索しながら進めています。
- ・一方で、大半の地域については、設立から一定の期間が経過したなかで、中心となる役員の担い手の固定化などが課題となっており、新たな担い手の発掘やさらなる体制の充実が課題となっています。
- ・今後、社会福祉協議会と共に地域支援を実施していくなかで、課題解決型のまちづくり協議会の推進に向け、地域支援のあり方を検討する必要があります。

6. 行政への市民参加の促進

市の施策に、市民の意見を反映するため、その企画立案から決定までの過程において、市民の意見を聴く手続き等を行った取り組みについて全庁的に調査を行い、行政への市民参加の状況を把握し、令和3年度の「市民参加の実績」として、市ホームページで公開しました。

<市民参加の実績>

| 項目 | 内容 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 |
|---------------|--------------------------|------------------------|----------------------|
| (1)市民ニーズの把握 | ①市民アンケート ②ヒアリング | 5件 0件 | 5件 2件 |
| (2)市民意識の反映 | ①パブリックコメント ②アイデア・提案募集 | 19案件 (意見67件) 1案件 | 1案件 (意見0件) 1案件 |
| (3)情報の共有・相互理解 | ①意見交換会 ②ワークショップ | 22回 0回 | 27回 6回 |
| (4)合意形成 | ①公募のある審議会等 ②のべ公募委員数 | 17審議会等 16人 | 17審議会等 15人 |
| (5)公開 | ①公開制度対象の会議開催数 ②のべ傍聴者数 | 46回 13人 | 41回 33人 |



7. 協働のしくみづくり

7-① 地域サポーター

市民相互の協働による自律性の高いまちづくりを進めるため、職員による効果的な人的支援を行う「地域サポーター制度」を平成23年度より運用しています。令和4年度は、公募により任命された2名の地域サポーターが各小学校区に配置されました。

7-② 地域まちづくり協議会支援研修

平成23年度より各小学校区に地域まちづくり協議会が設立され、10年以上が経過し、協議会活動において収入を得る協議会も出てきている中、今後の協議会活動を発展的に推進するため、地域サポーター等を対象として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての知識や法人格取得の手続き等についての研修を実施してきました。令和4年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

～成果と課題～

- ・多様化・高度化する地域課題を解決するため、地域まちづくり協議会では様々な取り組みが進められており、それらの活動を支援する地域サポーターの更なるスキルアップが必須となっています。
 - ・今後も定期的に地域サポーターを対象とした研修を実施し、地域まちづくり協議会の支援の充実を図ります。
-

8. その他の協働のとらえ

8-① 特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証等事務の権限移譲

平成 22 年 10 月より、大阪府から権限移譲を受け、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証等事務を行っています（所管法人数：36 法人（令和 5 年 3 月現在））。

8-② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～

人口減少や少子・高齢化、ライフスタイルの変化などにより、市民ニーズが多様化するなか、効果的な地域課題の解決を図り、魅力ある地域づくりを進めるためには、市民や行政だけでなく、事業者や教育機関など、多様な担い手がそれぞれ役割を果たしながら、連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。そこで、地域の事業者や、先端的・創造的な教育・研究活動に取り組む大学などとの連携の強化を図り、住民福祉の向上や、産業活動の活性化等、まちの活性化を目指しています。

これまで関西大学や大阪大谷大学と連携協力に関する協定を締結し、幅広い分野での連携を進めています。また、災害時の相互協力や一人暮らし等の見守り活動に関する協定など、市内の事業者等と協定の締結を進め、多様な担い手によりまちづくりを支える仕組みづくりを進めています。

令和 3 年 4 月には、河内長野市では、エイチ・

ツー・オー リテイリング株式会社と連携し、イズミヤ河内長野店 4 階に地域まちづくり支援拠点として「イズミヤゆいテラス」をオープンしました。行政機関、事業者、教育機関など多様な担い手が連携し、ソフト事業や運営に関する協議を行い、多様な地域活動の継続を目指します。



関西大学・コノミヤとの「丘の生活拠点」形成に向けたまちづくり連携についての協定

（平成 30 年 1 2 月）

～成果と課題～

- ・ NPO については、令和 4 年度は新規設立、他市から移転がそれぞれ 1 件ずつありましたが、解散、他市への移転がそれぞれ 2 件ずつあったため、所管法人数は令和 3 年度から減少しました。
- ・ 新たな協働の仕組み作り・産官学民の連携については、ここ数年政策企画課で公民連携デスクというものを新たに設け、そこで様々な展開をしています。
- ・ ゆいテラスについては、存在や何ができる場など、まだ知らない団体や個人もいるため、イズミヤや社会福祉協議会、大学等と連携しつつ、利用者の口コミやホームページ等を通じて周知に努めていきます。

8-③ 南花台スマートエイジング・シティ事業(担当課:政策企画課)

南花台は、大阪府が進める「スマートエイジング・シティ」のモデル地域に位置付けられ、今、住んでいる人が住みなれた場所で、安心して快適に住み続けられるまちを目指しながら、まちの活力を維持し、新たな住民も、民間投資も呼び寄せる多世代循環型のまちづくりをモデル的に展開しています。今後、急激に高齢化が進む開発団地のこれからを考え、まちづくりに必要な仕組みの研究を、地域住民をはじめ、公・民・学の連携により進めており、地域住民が主体となり、様々な事業が動き出しています。

○買い物応援・生活応援プロジェクト

高齢の方や子育て世代など買物に不便を感じている方を対象に、住民の有志が多少の謝礼により、買物した商品を自宅までお届けする支え合いの取り組みを社会実験として実施しています。また、平成30年5月から、庭の草引き等の生活支援に範囲を広げてサービスを提供しています。

さらに、令和2年度には買い物代行（買い物応援＝買い物に同行、買い物代行＝買い物リストに基づき買物を代行し、家までお届け）にも取り組み始めました。

＜取り組み実績＞

- 1 買い物応援 122件 (H29/14、H30/56、R1/44、R2/4、R3/2、**R4/2**)
- 2 生活応援 658件 (R1/33、R2/96、R3/202、**R4/327**)
- 3 買い物代行 33件 (R2/0、R3/19、**R4/14**)

＜利用料金＞

- 1 300円/回 ※買物かご2ケースまで
- 2 1時間 800円/1名
- 3 800円/1回

＜利用の流れ＞

1 買い物応援

コノミヤ南花台店で買物⇒利用券を購入し、待機しているスタッフに渡す⇒スタッフが台車などに荷物を乗せ、玄関先までお届け（原則として一緒に歩いて帰る）

2 生活応援・買い物代行

利用の申し出（事務局の携帯に電話）⇒コーディネーター訪問（依頼内容の確認）⇒作業内容の打ち合わせ（作業時間と費用の見積もり）⇒生活応援スタッフによる作業



○子育て家族の憩いの場 「ふれあいテラス」を開催(コノミヤテラス・黄色の部屋)

コノミヤ南花台2階に関西大学の学生らが中心となり、地域の方と一緒にコノミヤテラス黄色の部屋を整備。黄色の部屋を借り、子育て家族のための憩いと遊びの場を令和元年11月にオープンしました。南花台まちづくり会の子育て部会と連携し、株式会社コノミヤの協力やあいつくの保育士、関西大学の学生らのサポートを受けながら、子育て世代の情報交換やシニア世代との交流の場所として運営しています。

開催日時 月・木曜日10時～16時

対象 未就学児とその保護者

参加費 無料

※月・木曜日以外は部屋を有料（1時間1人あたり100円）で貸し出している。子育て家族同士の集まりの場やファミリーサポートで利用されたりしている。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、開催日時等が一部変動している。



1章 アクションプランの趣旨

1. アクションプラン策定の目的

本市では、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の理念の一つであり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働によるまちづくり」を進めていくことを目指して、平成18年に「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定し、社会情勢の変化等に対応するため、令和4年に同指針を改訂しました。

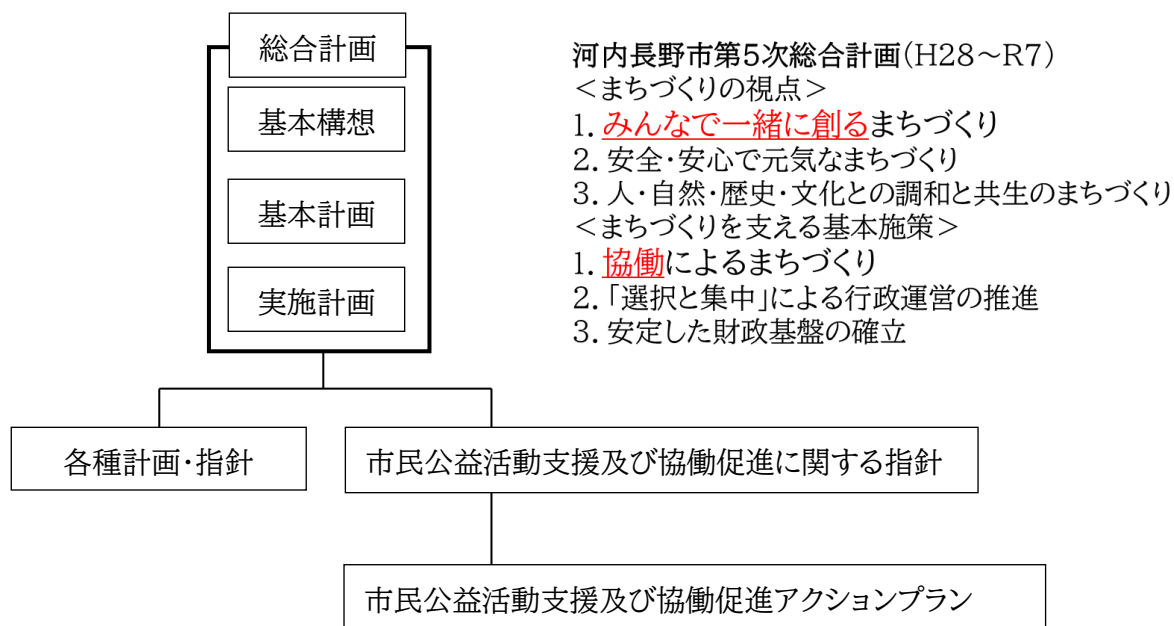
同指針には、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

同指針に基づき、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政が連携し、主体的なまちづくりをすすめるための協働施策をより具体的に推進していくため、本アクションプランを策定するものです。

2. 位置づけ

総合計画は、本市における最上位の長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画（分野別・地域別計画）」及び「実施計画」により構成されています。

本アクションプランは、総合計画に示されている「みんなで一緒に創るまちづくり」を実現させるために策定及び改訂された「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」に基づき、具体的な施策及び事業を示したものです。



3. 改定時期

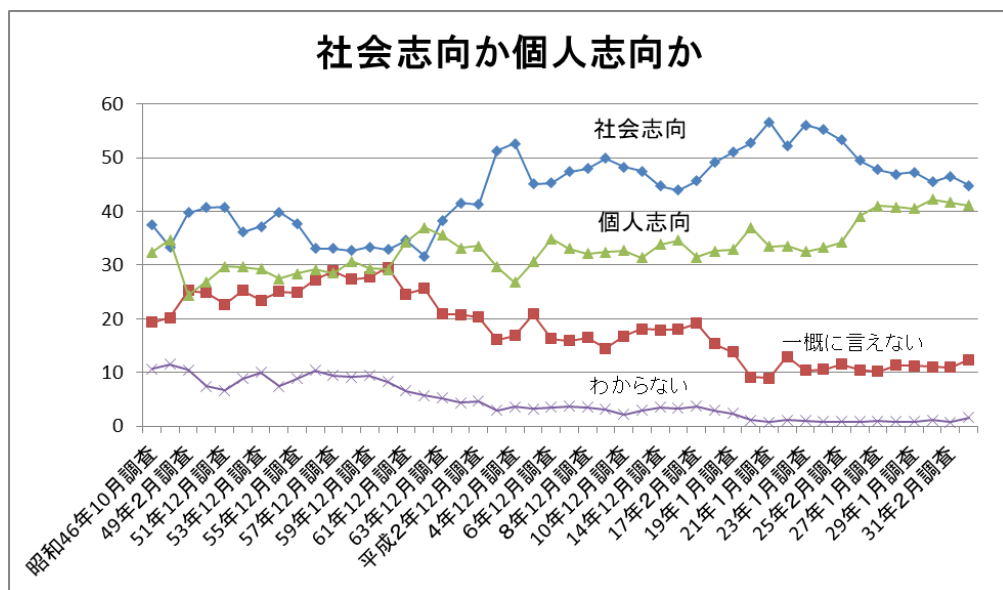
本アクションプランは、毎年度施策及び事業の検討を行い、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。その後、上位計画との整合性を図り、本アクションプランの実績をもとに再検討し、必要に応じ改定を行います。

2章 河内長野市の現状と課題

1. 市民・市民公益活動団体の現状と課題

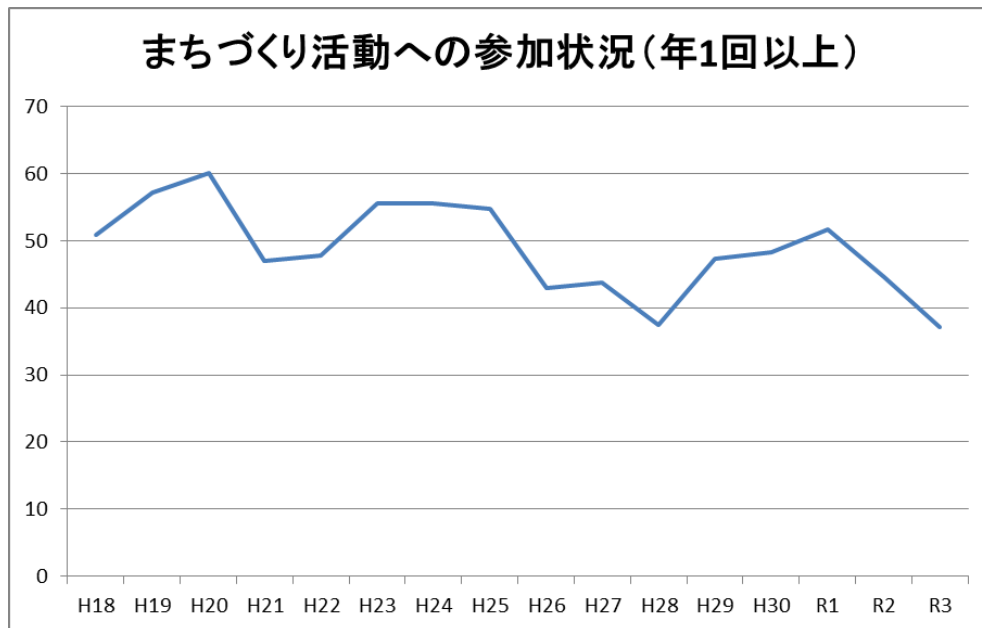
・国の調査結果では、近年の個人意識の傾向として、高水準で推移してきた「社会志向」が下降している反面、「個人志向」は上昇基調となり、市民の価値観の変化が伺えます。

また、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化しているため、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。



出典：内閣府社会意識に関する世論調査（R03）

・市政アンケートでは、地域やまちづくり活動への参加を年1回以上した方の割合は微減ではあるが、年代別に見た際には、30歳代以下で「ほとんどない」と回答した人の割合が、40歳代以上と比較し、多くなっています。



参照: 市政アンケート報告書及び市民意識調査

地域やまちづくり活動の参加度(単数回答/年代別)

| | n数 | 週に2〜3回以上 | 週に1回程度 | 月に1回程度 | 年に数回程度 | 年に1回程度 | ほとんどない | 無回答 |
|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|
| 全体 | 100.0 1,028 | 1.4 14 | 2.4 25 | 6.2 64 | 19.5 200 | 7.6 78 | 59.8 615 | 3.1 32 |
| 年代別 | | | | | | | | |
| 19歳以下 | 100.0 32 | - - | - - | - - | 12.5 4 | 6.3 2 | 81.3 26 | - - |
| 20歳代 | 100.0 122 | 1.6 2 | 0.8 1 | 1.6 2 | 10.7 13 | 4.9 6 | 78.7 96 | 1.6 2 |
| 30歳代 | 100.0 92 | 1.1 1 | 1.1 1 | 2.2 2 | 18.5 17 | 4.3 4 | 72.8 67 | - - |
| 40歳代 | 100.0 141 | 0.7 1 | 0.7 1 | 8.5 12 | 27.7 39 | 5.7 8 | 56.0 79 | 0.7 1 |
| 50歳代 | 100.0 179 | - - | 2.2 4 | 5.6 10 | 22.9 41 | 11.2 20 | 55.9 100 | 2.2 4 |
| 60歳代 | 100.0 166 | 0.6 1 | 2.4 4 | 6.6 11 | 23.5 39 | 6.0 10 | 56.6 94 | 4.2 7 |
| 70歳代 | 100.0 188 | 3.2 6 | 4.8 9 | 9.0 17 | 17.0 32 | 9.0 17 | 53.2 100 | 3.7 7 |
| 80歳以上 | 100.0 96 | 2.1 2 | 5.2 5 | 9.4 9 | 12.5 12 | 10.4 10 | 49.0 47 | 11.5 11 |
| 無回答 | 100.0 12 | 8.3 1 | - - | 8.3 1 | 25.0 3 | 8.3 1 | 50.0 6 | - - |

出典: 市政アンケート報告書(R03)

- ・ ボランティアを支援するセンターによるアンケートや相談において、「高齢化による役員や担い手がない」「活動場所がない」「活動資金が少ない」「団体を知る機会がない・情報がない」「デジタル化が難しい」といった声が多くあります。

・一方、地域コミュニティについては、小規模開発等もあり、平成18年と比較すると、自治会数は増加しているが、自治会加入率については、年々低下している状況です。

また、自治会アンケート（H28）によると、運営上の課題として、高齢化やライフスタイルの変化に伴う、役員の成り手不足や負担感の増加が挙げられています。

| | H18.4 末 | H29.4 末 | H30.4 末 | H31.4 末 | R2.4 末 | R3.4 末 | R4.4 末 |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 自治会数 | 373 | 388 | 385 | 385 | 385 | 385 | 382 |
| 加入率 | 74.2% | 68.3% | 68.0% | 67.8% | 67.1% | 65.7% | 65.0% |

以上の様な現状を踏まえ、市民活動団体・自治会等のコミュニティが活動を継続していく上での課題として、「担い手の確保・育成」「資材・資金の確保」「活動拠点の確保」「情報の収集・発信」「地域コミュニティの活性化」等が挙げられます。

2. 事業者の現状と課題

・センターに寄せられる相談の中で、市民活動団体等を紹介してほしいというマッチングに関する相談が多い。一方で、マッチングを希望される事業者は福祉施設が大半を占めるため、他業種の事業者は市民活動団体等との協働を考えていない（必要性を感じない）か考えている事業者も連携・協働先との接点の持ち方が分からない（センターを知らない）のが現状です。

以上の様な現状を踏まえ、事業者との協働を進めていく課題として、「事業者の協働に関する認識」「情報発信及び連携の場の提供」が挙げられます。

3. 行政の現状と課題

・本市では、平成18年に策定した「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（令和4年改訂）」に基づき、市の役割（責務）として、協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築し、市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

一方で、厳しい財政状況の中、補助金等の支援制度については、現行の支援水準を維持することさえも困難となることが予測されます。また、補助金利用団体の減少、職員間における協働に対する認識・能力のバラつきや組織間の情報共有不足等も見受けられます。

以上の様な現状を踏まえ、行政が協働を推進するための課題として、「資源の選択と集中」「職員のコーディネート能力向上（職員の協働研修）」「支援体制・制度の見直し」が挙げられます。

4. 中間支援組織の現状と課題

・市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援する組織で、市民活動を活性化するために、情報の収集・発信、相談、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担っています。

令和3年度よりボランティアを支援するセンターを社会福祉協議会が担っているが、福祉分野以外の団体や学校関係等との関係を構築中です。なお、既存団体にはなかった新たな活動の仕方（S／B・C／B）をする若い方たちへのアプローチも模索中です。

また、センター予算は厳しい財政状況のため、支援方策について選択しながら実施しています。

以上の様な現状を踏まえ、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援するための課題として、「活動主体の多様化への対応（情報収集含む）」「収入の脆弱性」「連携の場の創出」が挙げられます。

3章 目指す姿及び推進施策

1. 協働のまちづくりの目指す姿

地域コミュニティが活性化され、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政とがまちづくりの方向性を共有し、多様な主体によるまちづくりをすすめ、「自律性の高いまちづくり」の実現を目指します。

2. 推進施策

(1). 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

(2). 市民と行政の協働促進

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

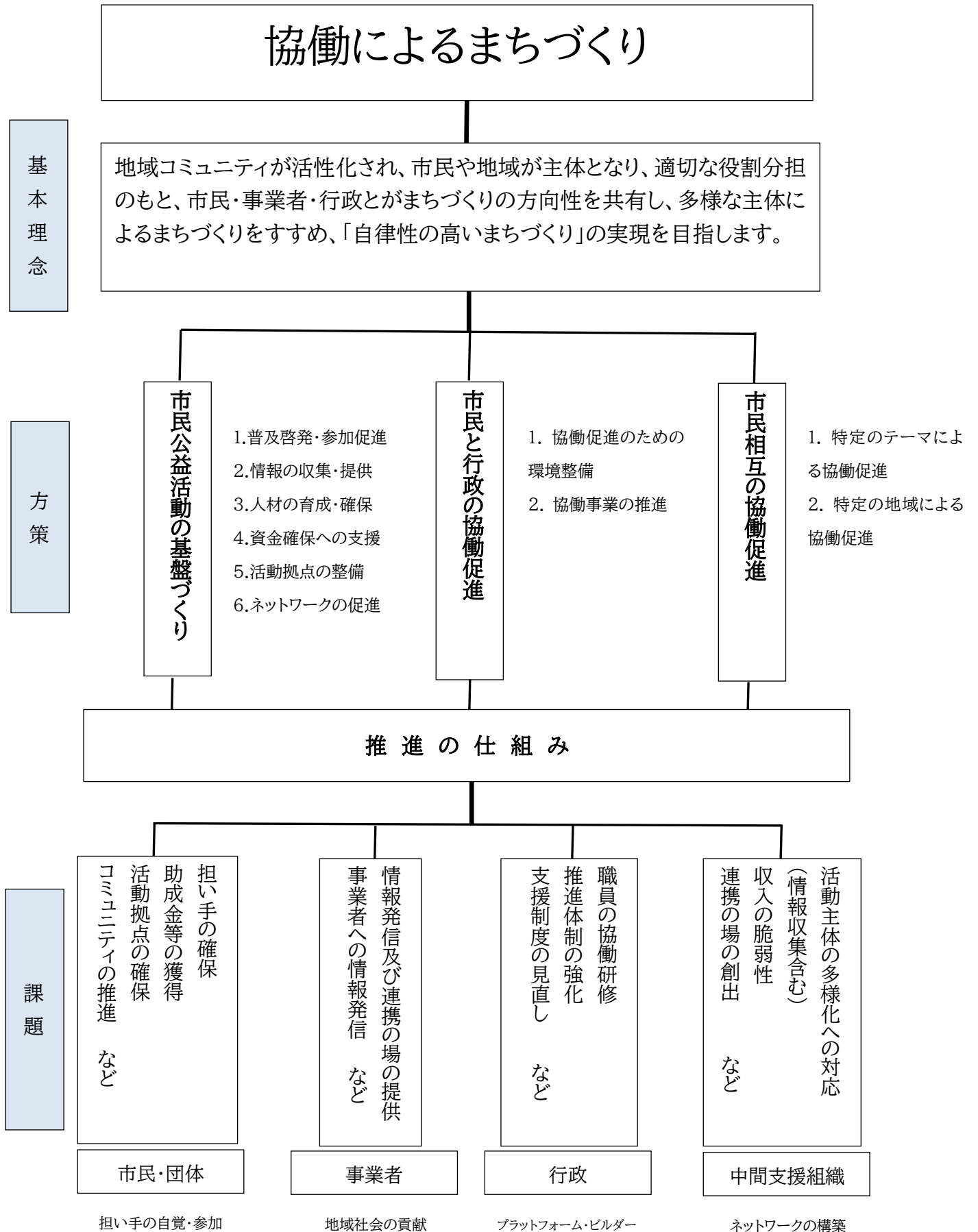
これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

(3). 市民相互の協働促進

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

3. 協働によるまちづくりの体系図



4 章 推進施策の展開

●1. 市民公益活動の基盤づくり

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

① 市民意識の醸成

- ・ 講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人々が共有できるよう努めていきます。
- ・ また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していきます。

(2) 参加促進

① 参加しやすい環境づくり

- ・ ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていきます。

② 参加に向けてのきっかけづくり

- ・ 入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していきます。
- ・ また、参加の形態としては、実際に活動するだけでなく、資金面での参加や情報拡散への協力など様々なものがあります。そのため、ターゲットを絞った企画内容や周知方法などの工夫により、若者や女性、さらには地域外の人材の参加を促すきっかけをつくっていきます。

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 生涯学習の機会充実 | くろまろ塾の開催など |
| 市民公益活動補償制度 | 公益的な活動に安心して活動に取り組めるように補償制度を実施 |
| 市民公益活動への参加促進策 | ボランティア講座やボランティア体験活動プログラム |
| 自治会等加入促進策 | 宅建業者等との連携、転入者への加入案内パンフレットの配布 |

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

① 活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していきます。

② 活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していきます。

③ 協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していきます。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

① 多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メール、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど）といったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供をしていくとともに、常に変化する広報技術の変化に対応していく必要があります。

② 情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していきます。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 活動に関する情報発信 | ボランティア・市民活動センターHP の充実 |
| 活動支援に関する情報 | ボランティア・市民活動センター機能の充実 |
| 協働促進に関する情報 | まち協交流会など |
| 自治会に関する情報発信 | 自治会ハンドブック、HP での情報提供 |

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけでなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成と発掘

① 組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていきます。併せて、すでにスキルを持つ人材の発掘を進め（地域内人材や事業者・学校との連携など）、地域活動へ参画するきっかけづくりを進めます。
- ・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していきます。

② 活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していきます。

③ 協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していきます。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していきます。

(2) 人材の確保

① 人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、経験豊富な退職後の人材をはじめ、若者や女性、さらには地域外の住民など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向け、若い世代（学生も含む）へのアプローチや井戸端会議のような交流会の実施、オンラインの活用等、ターゲットに適した方法で行っていきます。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流などを通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していきます。

| | |
|------------------|-----------------------|
| 地域人材の交流 | 福祉ワークショップの実施 |
| 次代のまちづくりを担う人材の育成 | 大学との連携、次世代が中心となる事業の実施 |

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を行っていく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

① 資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していきます。
- ・また、クラウドファンディング、[サステナブルファイナンス](#)など、資金を集める新たなしくみが整備されてきており、活動者の意向に合わせて適切な情報提供等の支援を行っていきます。

② 資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動支援基金制度を設けていますが、円滑な基金の運用をめざして、寄附のさらなる増加をめざしていきます。
- ・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が一部のNPO法人（認定NPO法人）に適用されていますが、それ以外に団体への適用についても、他自治体の動向も踏まえながら検証していきます。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

① 立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があり、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、市民公益活動支援補助金制度を導入していますが、より効果的な活用を促進していきます。
- ・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税については、収益事業を行わない場合の均等割は減免していますが、他の市税についても減免措置を検討していく必要があります。

| | |
|-----------------|--|
| 情報提供およびコーディネート | 助成金情報などの発信・提供 |
| 市民公益活動支援基金制度 | 市民公益活動支援補助金制度 |
| 自治会等向け各種補助・助成制度 | 防犯灯維持管理費補助金、自治会活動環境整備補助金、集会所整備補助金、コミュニティ活動事業助成金、自主防犯活動推進事業助成制度、自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成制度、資源集団回収助成金、太陽光発電システム設置補助制度、地域猫活動支援制度、住民主体による複合型生活支援サービス事業補助制度 |

5. 活動拠点の整備

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があることから、平成18年に市民公益活動支援センター「るーぷらざ」をオープンしました。

また、令和3年4月には、イズミヤ河内長野店4階の地域まちづくり拠点「イズミヤゆいテラス」にかわちながのボランティア・市民活動センターを開設し、機能に移転しました。

今後においても、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、拠点機能の充実を図ることで、さらに市民公益活動を行いやすい環境を整えていく必要があります。

(1) 拠点施設の整備

① 中央の拠点施設の機能充実

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の機能を充実していきます。

○ 拠点施設の機能について

a. 事業内容（ソフト面）

- ・情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業、地域支援事業など

b. 施設（ハード面）

- ・交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカーなど

c. 運営方法

- ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第5章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
- ・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールについて、常に確認・検証していきます。
- ・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていきます。

②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していきます。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていきます。
- ・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていきます。

(2)活動しやすい環境づくり

①施設情報のさらなる一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、出来る限りの一元化を図りましたが、さらなる手続きの簡素化に努めていきます。

②利用ルールの統一化

- ・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていきます。

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 拠点機能の充実 | ソフト、ハード、運営 |
| 地域コミュニティ施設の維持 | 老朽化した施設の適切な維持管理。利用者アンケートの実施 |

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していきます。
- ・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していきます。
- ・さらに、自治会の連合化などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していきます。

(3) 多様な担い手の交流促進

- ・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していきます。

(4) 新たな交流方法の検討

・コロナ禍を契機とし、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、様々な活動が停滞したことから、今後パンデミックで外出ができない状況になった場合でも、交流ができる手段（ICTの活用等）をより充実させていきます。

またオンラインの活用は、今まで時間や場所の制約等により参加がむずかしかった現役世代や子育て世代にとっても、参加のハードルが下がった側面もあり、コロナ禍の交流における代替ツールにとどまらない活用方法として、ハイブリッド式の会議開催など新たな交流手段として推進していきます。

| | |
|--------------|---|
| 地域型組織同士の交流促進 | まち協交流会の実施 |
| 多様な担い手の交流促進 | 市民公益活動支援補助金成果報告会等での交流会の実施 |
| 新たな交流方法の検討 | コロナ禍の代替ツールにとどまらない活用方法としてハイブリッド式の会議開催などを推進 |

●2. 市民と行政の協働促進について

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関われるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（指針第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していきます。

(2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていきます。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていきます。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりを構築していきます。

| | |
|-------------|--|
| 協働事業提案制度の充実 | 活用しやすい制度設計に |
| 庁内の推進体制の強化 | 庁内組織の充実及び職員の意識改革 |
| 様々な仕組みづくり | まちづくり出前講座、防犯灯の設置、防犯カメラの設置、ふれあい花壇、アドプトロード、アドプトパーク |

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

(1) 協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していきます。

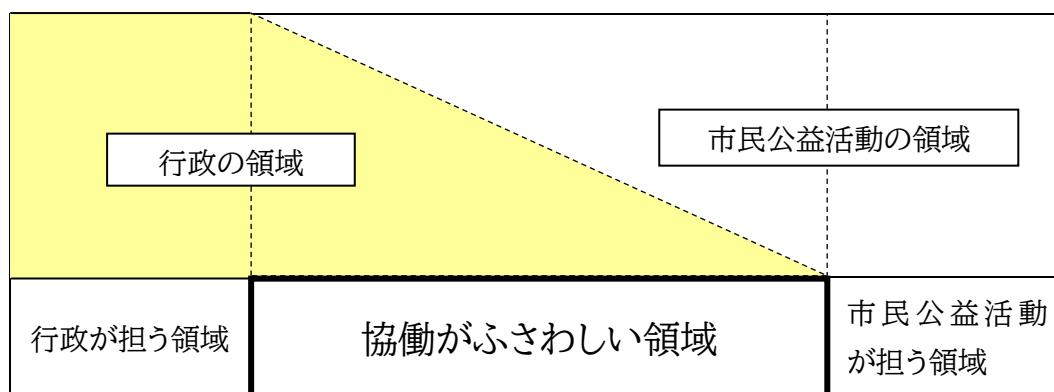
① 事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していきます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※1 参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※2 参照）」であることを市民と行政の双方で確認していきます。

※1: 市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※2: 市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していきます。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していきます。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化に向け検討していきます。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

・市民公益活動支援補助金制度の活用促進

公開プレゼンテーションや第三者評価など、公開性・透明性の高い補助金制度を導入したことから、今後は、より効果的な活用を促進するとともに、活動内容を周知することで、市民公益活動への理解促進につなげていきます。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※3参照）を参考として掲載します。

※3:委託と補助の比較表

| | 委 託 | 補 助 |
|-----------|------------------------|----------------------|
| 根 拠 | 地方自治法第234条 | 地方自治法第232条の2 |
| 主 体 | 委託元(行政) | 補助先(市民公益活動団体など) |
| 領 域 | 行政が取り組むべき領域 | 公益上必要と認められる領域 |
| 事業成果の帰属 | 委託元(行政) | 補助先(市民公益活動団体など) |
| 団 体 の 条 件 | 専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など | 公金を支出する合理性、剰余金の非分配など |

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。
- ・共催事業を行うための基準を整備していきます。

●後援

- ・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。
- ・後援を行うための基準に沿って事業を実施していきます。

●その他

- ・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

- ・協働事業提案制度の活用促進

市民と行政の協働を促進するため、行政が示す事業内容（骨格的なもの）に対し市民公益活動団体などがその細部を提案する「市設定テーマ部門」と、市民の自由な発想による事業を提案できる「市民自由提案部門」の2コースを設けた、協働事業提案制度を導入しました。本制度の更なる活用をめざして、行政からのテーマ設定、市民からの提案ともに、さらなる充実を図っていきます。

- ・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していきます。

③協働の担い手の選択

- ・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みの構築に向け検討します。

a. 参入機会の拡充

- ・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していきます。

b. 透明性・公平性の確保

- ・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していきます。

(2)協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていきます。

①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていきます。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていきます。

②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていきます。

(3)協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていきます。

①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（指針第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みの構築に向け検討していきます。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人々の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていきます。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していきます。

●3. 市民相互の協働促進について

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

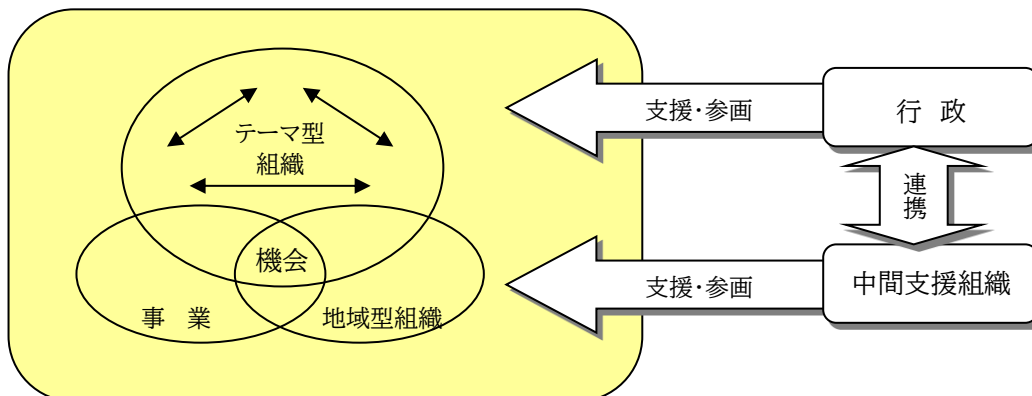
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1)連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※4参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していきます。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第5章「推進の仕組み」参照)の役割が重要となってきます。

※4:特定のテーマによる協働促進のイメージ図



| | |
|----------------|------------------------------|
| 連携の機会づくり | 情報提供、担い手同士のコーディネートによるネットワーク化 |
| 自治会活性化に向けた取り組み | 自治会交流会、自治会活動デジタル化推進 |
| 地域防災の取り組み | 避難行動要支援者名簿 |

2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいきます。

- ・ 少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・ 一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・ 今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者、場合によっては地域に関係のある地域外の人材などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があります。そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組むを進めていきます。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

① 意識の醸成

- ・ 指針作成後、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図ってきました。

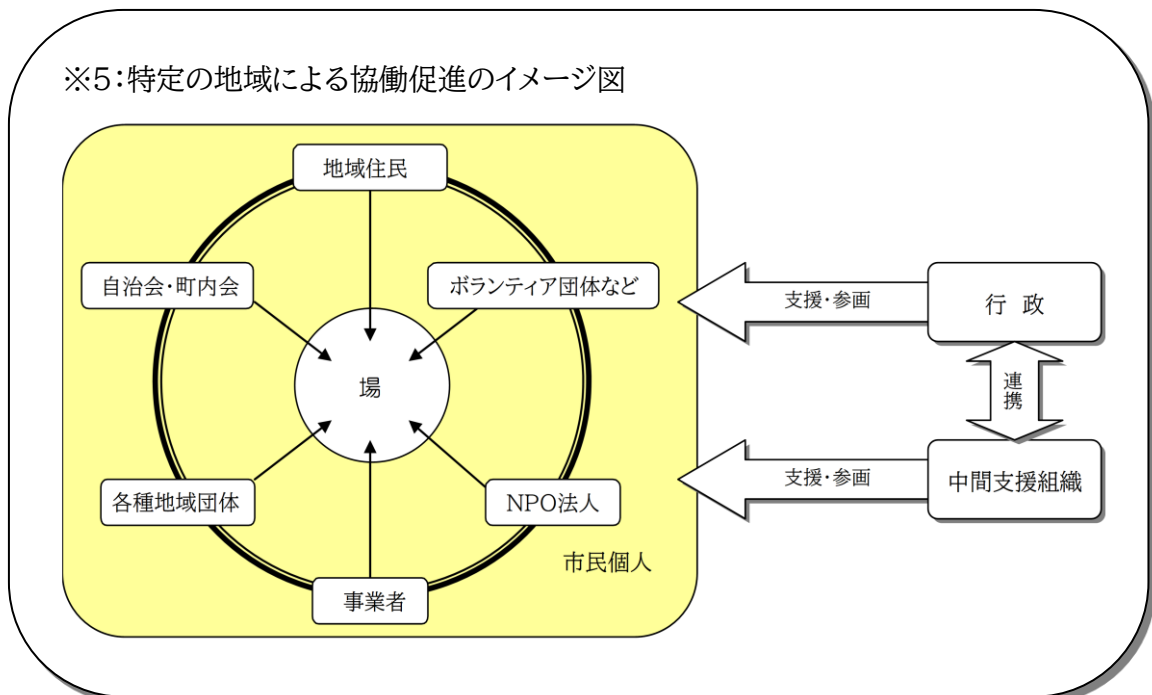
- ・より一層醸成を図るため、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みを進めていきます。

②連携の「場」づくり

地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要があります。（※5参照）
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていきます。

※5:特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

市民相互の協働による地域課題への取り組み

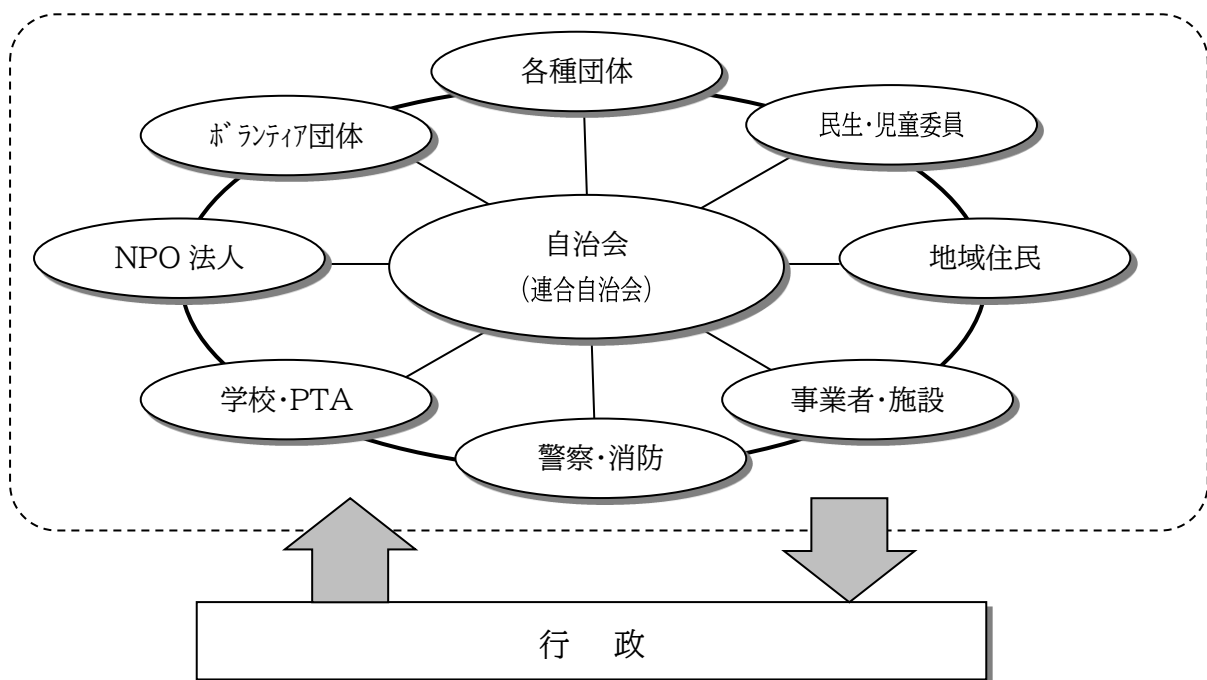
- ・自律性の高い地域づくりに向けて、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そこで、平成23年度から、小学校区ごとに「地域まちづくり協議会（以下、協議会）」を設置し、財政支援や人的支援などを行うことにより、市民相互の協働を中心とした地域ぐるみの活動を支援してきました（※6）。
- ・また、平成28年度に策定した「第5次総合計画」には、小学校区ごとに市民とともに検討した「地域別計画」を定めたことから、本計画に基づいた取り組みを進めることで、地域ニーズに合った取り組みにつなげています。
- ・今後、地域特性に合わせた協議会活動の充実（地域課題のさらなる解決）を図るとともに、住民への理解促進に努めていきます。
- ・また、地域の自立に向けて、協議会の運営体制も自立していく必要がありますが、そのためには、「中間支援組織」（第5章「推進の仕組み」参照）による支援が必要であるとともに、財政、人的支援や拠点のあり方等についても検討を進めます。
- ・さらに、地域通貨やコミュニティビジネスなど、地域の助け合いや世代を超えた交流をはじめ、クラウドファンディングによる資金集めなど、地域で人や資金が循環するような新たな地域活動についても検討していきます。

※6:地域まちづくり協議会

●概要

- ・少子・高齢化やライフスタイルの変化によって、住民のニーズも多様化・複雑化している。これらに対応するため、自治会・町会をはじめ、地域を構成する各種団体や事業者、地域住民等によるネットワークを活かし、地域の課題解決を図りながら、まちづくりに取り組む組織が「地域まちづくり協議会」です。
- ・第5次総合計画・地域別計画(小学校区)などにに基づき、将来を見据えた様々な地域まちづくり活動を展開しています。

地域まちづくり協議会のイメージ(自治会を基盤として表現した場合)



●支援策(令和4年度現在)

・財政支援

地域まちづくり支援補助金(上限40万円)

市民公益活動支援補助金(応募制:プレゼンテーションにより審査有り)

◇ハード事業コース:平成28年度から時限実施(上限原則50万円)

◇ソフト事業コース:平成29年度導入(上限30万円)

・人的支援(地域サポーター、協働事業推進員)

・情報提供、人材育成、交流促進など

(3)自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていきます。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実を図ります。

②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、自治会の連合機能の強化や活動の活性化を図っていきます。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や学習会、交流会等により地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成などに努めていますが、今後さらなる支援策の展開を進めていきます。
- ・また、役員の負担の増加から、役員のなり手不足が進んでおり、自治会活動の維持・充実に向けて、活動の効率化も併せて進めていく必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

| | |
|----------------|--------------|
| まちづくりに対する意識の醸成 | 講演会・研修会の開催 |
| 連携の場づくり | 地域サポーター制度の充実 |

5章 推進の仕組み

●1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、市民や市民公益活動団体などと行政が協力して協働マニュアルを作成したことから、今後はマニュアルの活用を通して、さらなる市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていきます。

(2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても、最近の他市動向も踏まえながら検討していきます。

●2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。(※7参照)

(1) 庁内の推進体制の強化

① 庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための場をつくり、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていきます。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していきます。

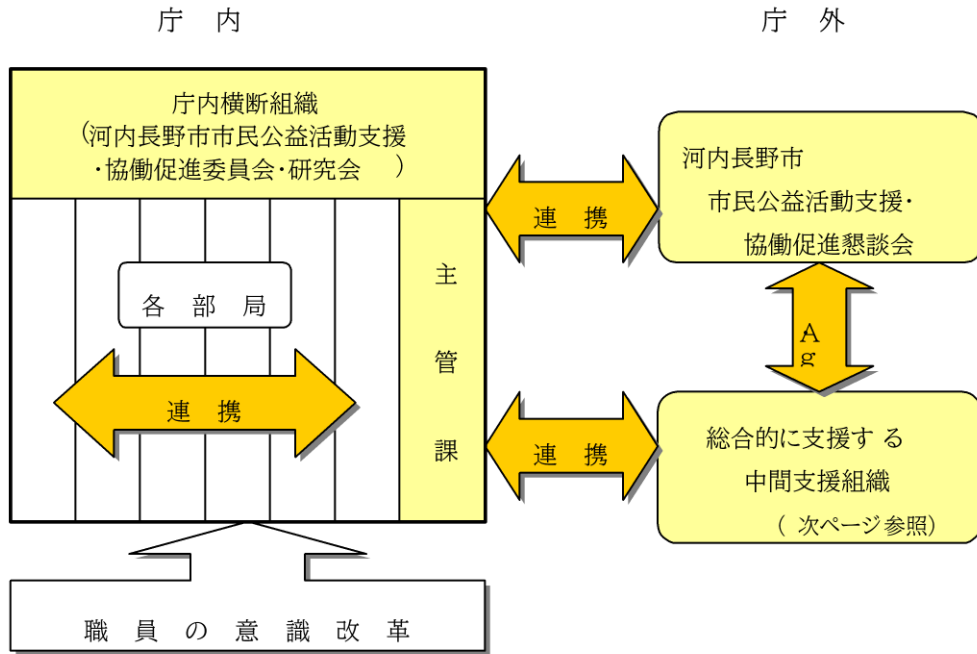
② 職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていきます。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していきます。

(2) 市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置(庁外組織)

- ・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していきます。

※7:推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の活用

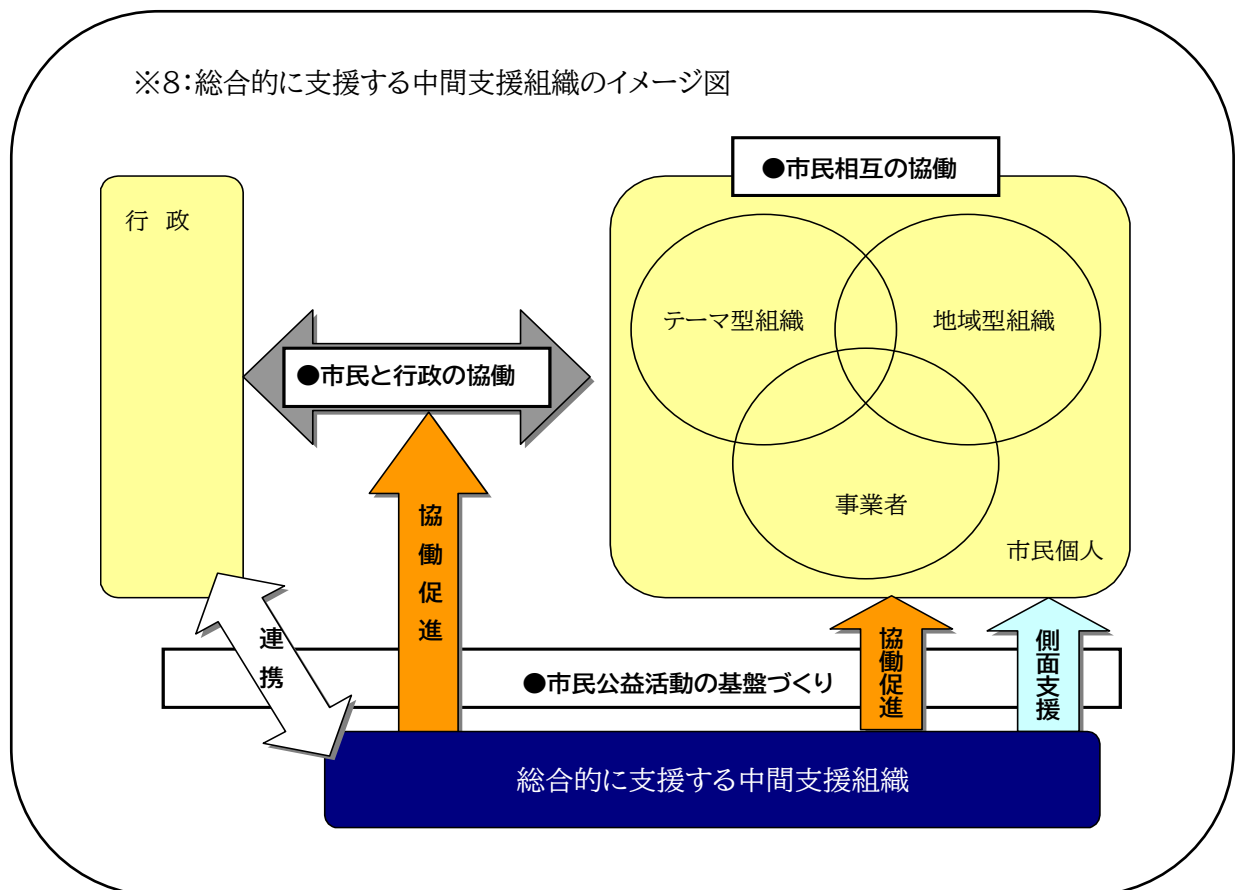
市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

- ・中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

(2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※8参照)。



- ・市民公益活動を取り巻く環境が激しく変化していることから、情報収集力やネットワーク力を強化しながら、時代潮流の変化に対応した支援を行っていきます。
- ・また、地域の担い手不足が深刻となる中、住民による地域課題の解決に向け、地域まちづくり協議会を中心とした地域協働による取り組みを、中間的な立場で支援することで、それぞれの地域の自立を促していくことが求められます。
- ・さらに、団体や地域の自立に向け、人や資金等を循環できるよう、財務や労務等の事務局機能をはじめとする基幹的な機能についても、適切に支援できる体制を整備していきます。

6章 モニタリング

1. モニタリング方法

- ・庁外組織（市民公益活動支援・協働促進懇談会）による毎年度施策及び事業について、定量・定性評価を行い、協働が総合的に進んでいるかチェックします。また、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。

2. モニタリング指標

| 指標 | | 年度 | | | | | |
|----|----------------------------------|-----|------|------|------|------|--|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | ... | |
| 1 | 「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合 | 目標値 | 24.0 | 26.0 | 26.0 | 28.0 | |
| | | 実績値 | 16.3 | | | | |
| 2 | 地域のまちづくり活動への参加状況(年1回以上参加した市民の割合) | 目標値 | 49.0 | 49.0 | 50.0 | 50.0 | |
| | | 実績値 | 37.1 | | | | |
| 3 | ボランティア・市民公益活動団体数 | 目標値 | 137 | 137 | 138 | 139 | |
| | | 実績値 | 90 | | | | |
| 4 | 「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度 | 目標値 | 15.0 | 17.0 | 17.0 | 19.0 | |
| | | 実績値 | 5.6 | | | | |
| 5 | つながりフェスタ参加団体 | 目標値 | | | | | |
| | | 実績値 | | | | | |
| 6 | センターLINE 登録数 | 目標値 | | | | | |
| | | 実績値 | | | | | |
| 7 | 自治会加入率 | 目標値 | | | | | |
| | | 実績値 | 65.0 | | | | |
| 8 | 市が締結する協定数 | 目標値 | | | | | |
| | | 実績値 | | | | | |